



令和4年10月18日

松阪市教育委員会
教育長 中田 雅喜 様

松阪市学校規模適正化等
に関する検討委員会
委員長 竹内 一

松阪市立小中学校の適正規模及び適正配置について（答申）

松阪市学校規模適正化等に関する検討委員会は、令和2年7月14日付け20松教総第000343号にて、松阪市教育委員会からの諮問を受け、松阪市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方やその基準について審議してきました。

このたび、諮問に対する考え方を取りまとめましたので、松阪市学校規模適正化等に関する検討委員会規則第2条の規定に基づき、次のとおり答申します。



松阪市立小中学校の適正規模及び適正配置について

(答申)

～子どもたちが未来を切り拓く力を育むための望ましい教育環境～

令和4年10月

松阪市学校規模適正化等に関する検討委員会

目 次

はじめに	1
第1章 答申にあたっての基本的な考え方	2
第2章 人口減少に伴う松阪市立小中学校の現状と今後の見込み	
1 松阪市の人口推移と将来推計	2
2 児童生徒数と学級数の推移と将来推計	4
3 学校規模の現状と今後の見込み	6
4 学校施設の整備状況	7
第3章 松阪市がめざす教育	
1 急速な社会の変化への対応	8
2 松阪市がめざす学校教育と教育環境	9
(1) 松阪市がめざす学校教育	
(2) 子どもたちが未来を切り拓く力を育むための望ましい教育環境	
第4章 「子どもたちのより良い教育環境について考える」アンケート 調査結果.....	1 3
第5章 松阪市における適正規模の考え方	
1 適正規模の条件	2 0
2 松阪市として最低限確保したい学校規模（下限の目安）	2 1
3 通学距離及び通学時間の基準	2 2
第6章 学校規模適正化の推進方策	
1 学校規模適正化を検討する範囲	2 3
2 学校規模適正化の方策	2 4
(1) 通学区域の見直し	
(2) 隣接校との統合	
(3) その他の方策	
3 検討時期	2 5
第7章 学校規模適正化に伴い検討すべき事項	
1 配慮すべき事項	2 6
2 課題事項	2 8
第8章 答申後の進め方	2 9
おわりに ～基本方針及び再編活性化計画の策定に向けて～	3 0

《参考資料》

- (資料 1) 諮問書 (写し)
- (資料 2) 松阪市学校規模適正化等に関する検討委員会規則
- (資料 3) 松阪市学校規模適正化等に関する検討委員会委員名簿
- (資料 4) 答申に至るまでの検討委員会の開催経過等
- (資料 5-1) 学級数・児童生徒数の現状と将来推計
- (資料 5-2) 学校規模の現状と今後の見込み
- (資料 5-3) 適正規模・適正配置の基本的な考え方 (国や県の基準)
- (資料 5-4) 学校規模によるメリット・デメリット(例) (文部科学省 中央教育審議会 資料)

はじめに

急激に社会が変化し、予測困難な時代を生きる子どもたちには、様々な変化を前向きに受け止め、持続可能な社会の担い手として、自律的で創造性豊かに生活する資質や能力を身につけることが求められています。

子どもたちにとって学校とは、様々な人々と関わりながら学ぶ中で、互いに存在を認め合うことや、一人ひとりの向上心や自己有用感^{*1}を高めようとするなど豊かな学びを通して自らの夢を思い描き、未来を切り拓く力を育む場所でなければなりません。

全国的に児童生徒数の減少に起因する学校の小規模化に伴い、教育環境の変化への対応が強く求められており、子どもたちにとってより良い教育活動や学校運営を継続していくためには、一定の学校規模や教育環境を確保していくことが必要であると言われています。

松阪市においても例外ではなく、「松阪市学校規模適正化等に関する検討委員会」は、令和2年7月14日に「松阪市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する事項」について、松阪市教育委員会教育長から諮問を受けました。

以来、本検討委員会では、国県の動向や松阪市教育大綱・松阪市教育ビジョンを踏まえ、市立小中学校の現状や今後の児童生徒数の推移、児童生徒の保護者や教職員、学校運営協議会委員等を対象としたアンケート調査結果などを参考として、子どもたちに過度の負担にならないことも考慮した上で、松阪市がめざす学校教育を実現するための望ましい教育環境に重点を置き、「次代を担う子どもたちにとってより良い教育環境とは何か」という視点に立って議論を重ねてきました。

このたび、諮問から令和4年10月までに計12回にわたる議論を経て、「松阪市立小中学校の適正規模及び適正配置について」を取りまとめたので、ここに答申します。

令和4年10月
松阪市学校規模適正化等に関する検討委員会
委員長 竹内 一

^{*1} 自己有用感＝人の役に立った、人から感謝された、人から認められたなど、他者から評価され、認められたという思いのこと。自分と他者（集団や社会）との関係を自他共に肯定的に受け入れられることで生まれる、自己に対する肯定的な評価であると言われている。

第1章 答申にあたっての基本的な考え方

この章では、検討委員会において、松阪市立小中学校における適正規模及び適正配置に関する検討を進めるにあたり、前提とした基本的な考え方について、お示しします。

① 「次代を担う子どもたちにとって、より良い教育環境とは何か」の視点で議論を進めること

松阪市がめざす学校教育を実現するための望ましい教育環境に重点を置き、「次代を担う子どもたちにとって、より良い教育環境とは何か」という視点に立って、議論を進めていきます。

② 今後において立ち返れるような基本的な考え方を答申すること

松阪市教育委員会が今後策定する「松阪市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」並びに「松阪市立小中学校再編活性化計画」の経年による見直しの際に、立ち返って検討することができるような基本的な理論や大きな方向性について、議論を進めていきます。

③ 個別具体的な学校や学校区についての議論は展開しないこと

諮問を受けた事項は、子どもたちのより良い教育環境を考える上での適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方であることから、個別具体的な学校や学校区についての議論は展開しておりません。

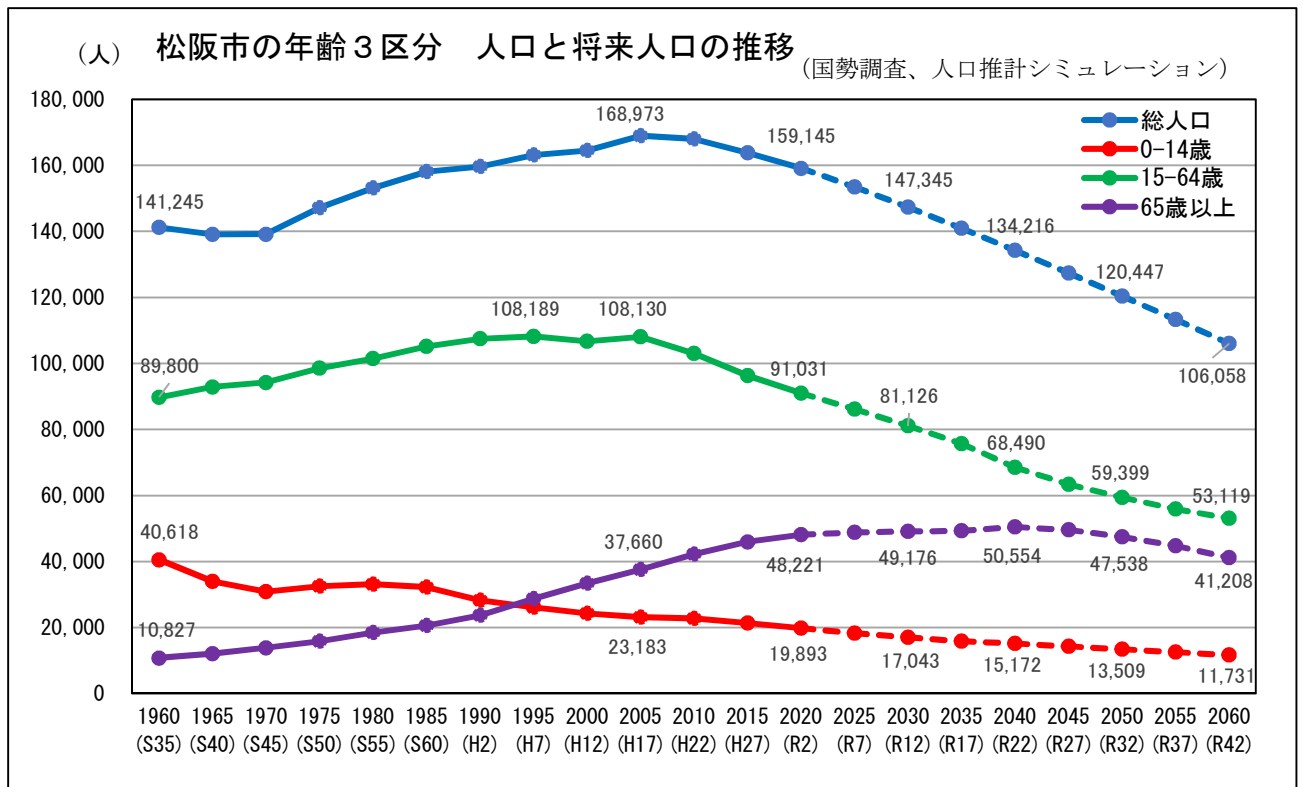
第2章 人口減少に伴う松阪市立小中学校の現状と今後の見込み

この章では、松阪市の人口推移と将来推計、児童生徒数の推移と将来推計を示しながら、人口減少に伴う松阪市立小中学校の現状と今後の見込みについて、述べていきます。

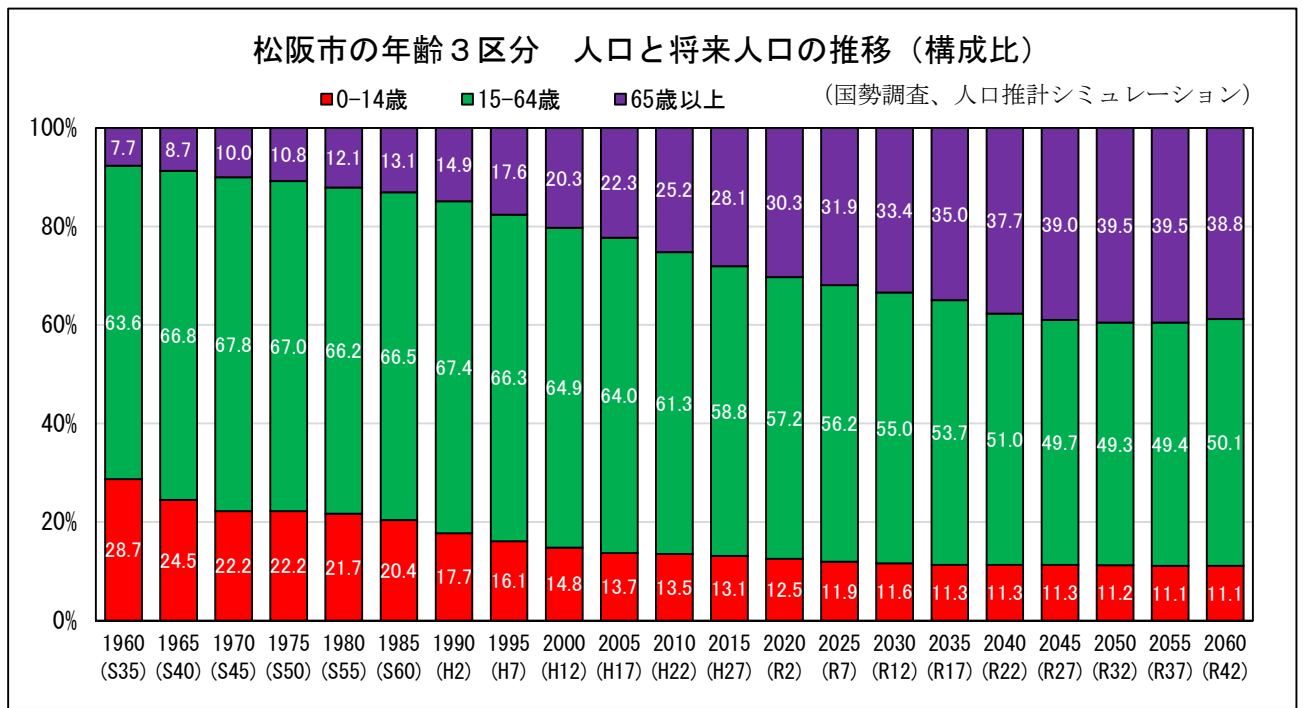
1 松阪市の人口推移と将来推計

松阪市の総人口は、2005（H17）年の168,973人をピークに減少に転じており、2020（R2）年は159,145人となっています。減少傾向は今後も加速すると予測されており、2060（R42）年は106,058人で、ピーク時の約2/3（62.8%）となることが推計されています。

0歳から14歳までの年少人口についても年々減少を続け、2020（R2）年は19,893人で1960（S35）年の半数以下（49.0%）となっており、今後も大幅な減少が推計されています。



人口構成比の推移をみると、年少人口は、割合においても年々減少を続け、1960 (S35) 年の 28.7% に対し、2020 (R2) 年では 12.5% となっています。今後もこの傾向が続くことが予測され、2060 (R42) 年には 11.1% となることが推計されています。



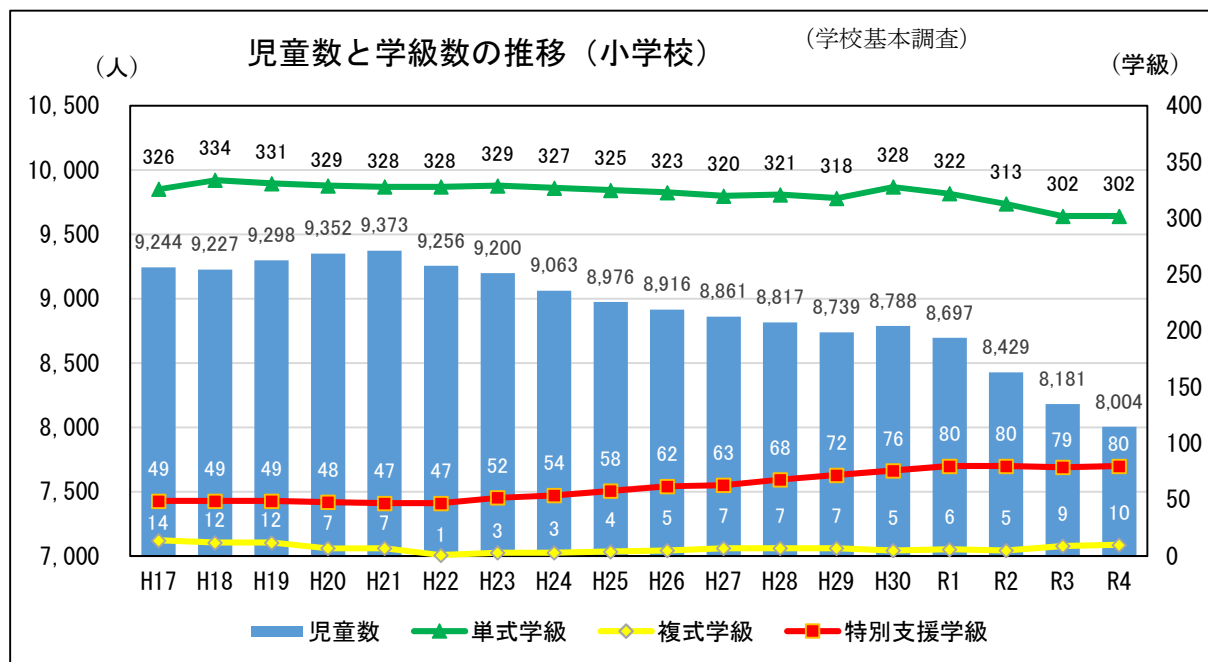
2 児童生徒数と学級数の推移と将来推計

市内小学校の児童数は、平成 21 年度の 9,373 人をピークに年々減少し、令和 4 年度は 8,004 人となり、ピーク時と比較して 14.6%、1,369 人減少しています。

単式学級数は年々減少し、令和 4 年度は 302 学級となっています。

複式学級は年々増加傾向にあり、令和 4 年度は 10 学級となっています。

特別支援学級は年々増加傾向にあり、令和 4 年度は 80 学級となっています。

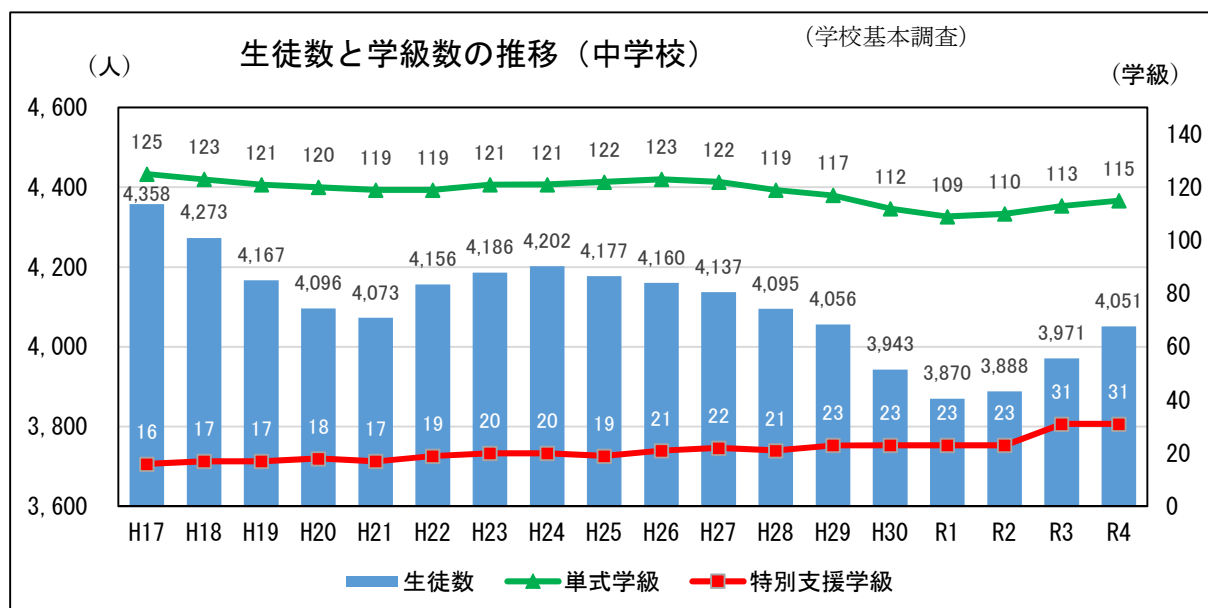


市内中学校の生徒数は、平成 17 年度の 4,358 人をピークに緩やかに減少し、令和 4 年度は 4,051 人となり、ピーク時と比較して 7.0%、307 人減少しています。

単式学級数はやや減少傾向にあり、令和 4 年度は 115 学級となっています。

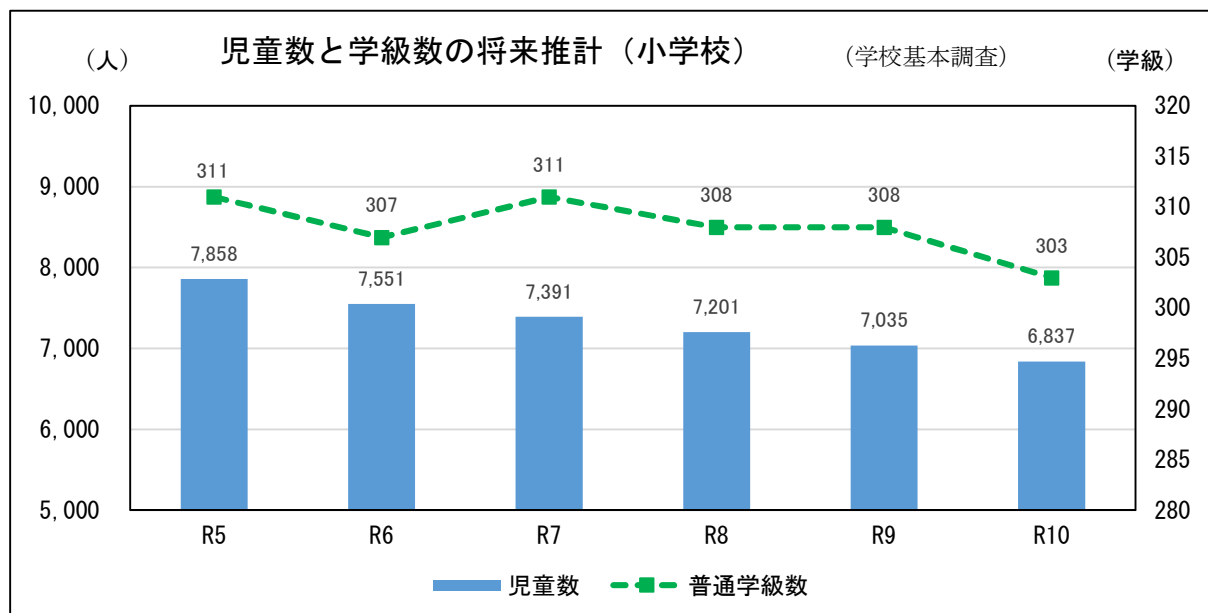
複式学級は現在のところありません。

特別支援学級は年々増加傾向にあり、令和 4 年度は 31 学級となっています。



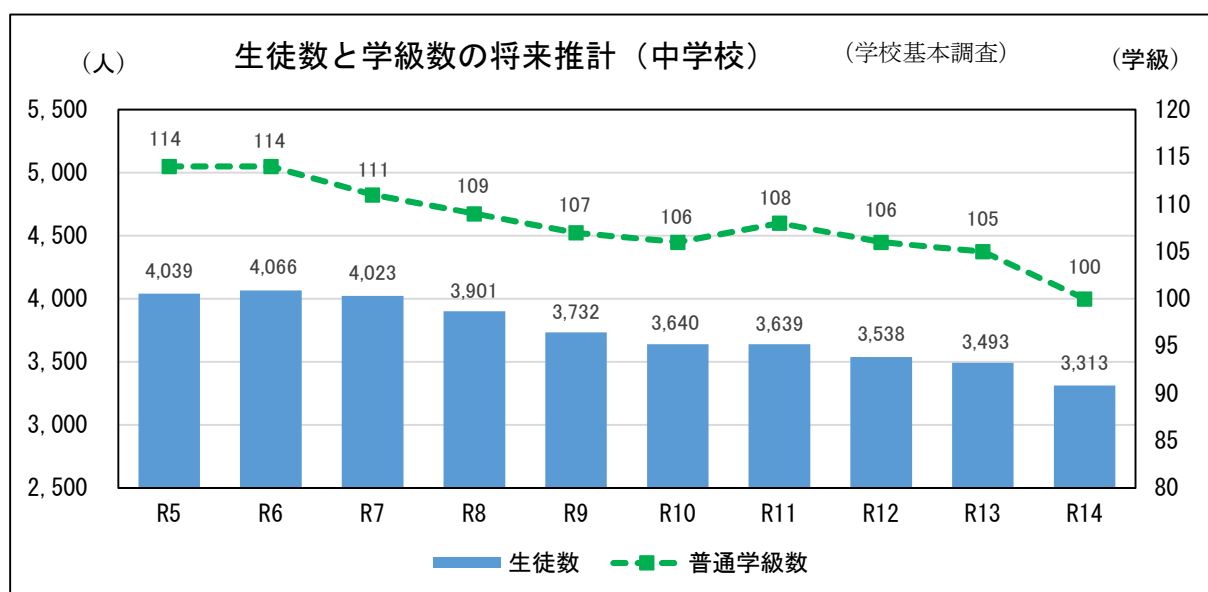
住民基本台帳における0～5歳児を含めた人口から推計した児童数は、令和10年度は6,837人となり、令和5年度の7,858人から13.0%、1,021人の減少が見込まれています。

学校基本調査から推計した普通学級数は、令和5年度の311学級から令和10年度には303学級に減少する見込みです。



住民基本台帳における0～11歳児を含めた人口から推計した生徒数は、令和14年度は3,313人となり、令和5年度の4,039人から18.0%、726人の減少が見込まれています。

学校基本調査から推計した普通学級数は、令和5年度の114学級から令和14年度には100学級に減少する見込みです。



3 学校規模の現状と今後の見込み

学校規模は、国の法令上、小中学校ともに12～18学級が標準とされ、それを下回る場合は小規模校、上回る場合は大規模校とされています。また、この答申では、小規模校のうち、複式学級^{※1}が生じている学校を過小規模校とします。

大阪市における令和4年度の現状と令和10年度の推計を、学校基本調査に基づき算出すると、小中学校それぞれ次のとおりとなります。6年後の令和10年度の推計では、学校の小規模化がますます進行する見込みとなっています。

(学校基本調査)

【小学校】	令和4年度	令和10年度(推計)
過小規模校(5学級以下)	6校	9校
小規模校(6～11学級)1学級20人未満	9校	10校
小規模校(6～11学級)1学級20人以上	12校	8校
標準規模校(12～18学級)	8校	7校
大規模校(19学級以上)	1校	2校

(学校基本調査)

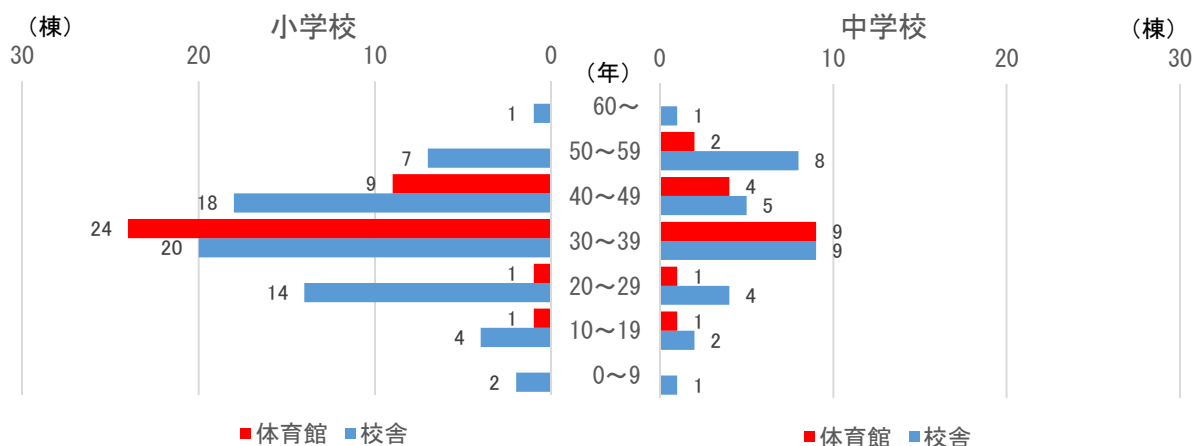
【中学校】	令和4年度	令和10年度(推計)
過小規模校(2学級以下)	なし	なし
小規模校(3～11学級)1学級20人未満	2校	2校
小規模校(3～11学級)1学級20人以上	4校	5校
標準規模校(12～18学級)	5校	4校
大規模校(19学級以上)	なし	なし

^{※1} 複式学級=2つの学年で編制される学級のこと。隣接する2学年の児童生徒数が小学校で16人(1年生を含む場合は8人)以下、中学校で8人以下となった場合に編制される。

4 学校施設の整備状況

現在、松阪市の小中学校施設は、小学校 36 校、中学校 11 校で、合計 47 校、148 棟（延床面積 200 ㎡以上）が整備されています。

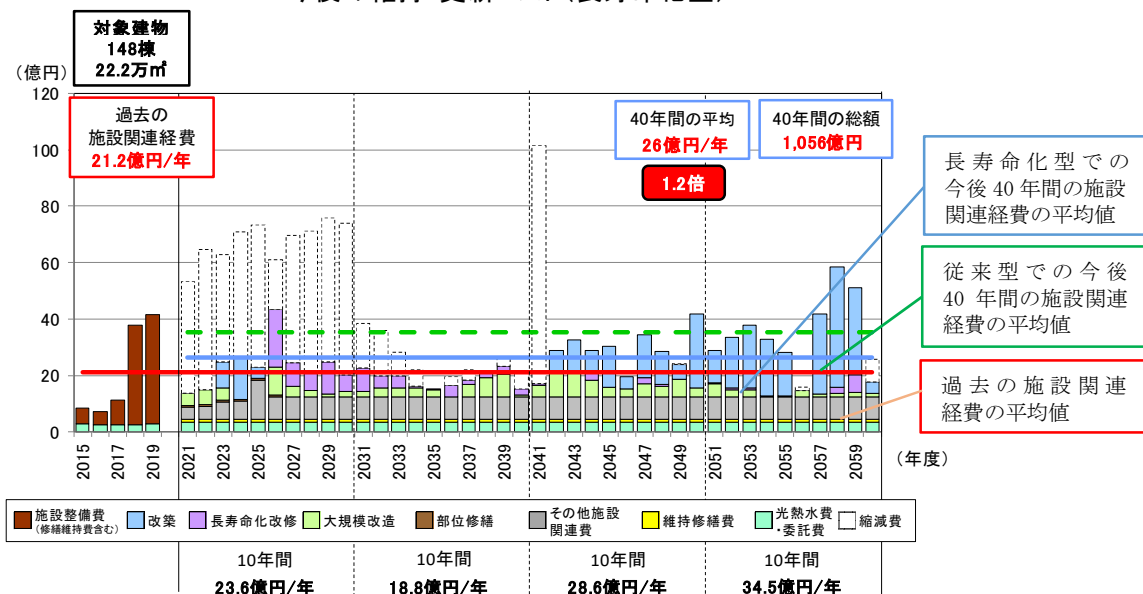
令和 4 年 5 月 1 日現在、建設から 30 年以上経過する校舎や体育館が 117 棟、全体の 79.1%を、40 年以上経過するものが 55 棟、全体の 37.2%を占めるなど、施設の老朽化が進んでおり、機能面や安全面での老朽化対策が急務となっています。



令和 2 年度に策定した「松阪市学校施設等長寿命化計画」によると、計画的な機能向上と機能回復に向けた修繕・改修を建物全体でまとめていく文部科学省推奨型の長寿命化（築 20 年・築 60 年で大規模改造、築 40 年で長寿命化改修、築 80 年で改築）をベースにしながら、長寿命化改修については、建物の外装及び設備改修等に重点を置いた松阪市版の長寿命化を行った場合、今後 40 年間のコストは 1,056 億円（26 億円/年）となります。

また、当初 10 年間のコストは 23.6 億円となります。

今後の維持・更新コスト(長寿命化型)



第3章 松阪市がめざす教育

この章では、子どもたちを取り巻く急速な社会変化に対応するために、子どもたちに未来を切り拓く力を育むことなどが求められており、これを実現するために、松阪市がめざす教育と望ましい教育環境について、述べていきます。

1 急速な社会の変化への対応

近年、少子高齢化や人口減少、ICTの活用やグローバル化などが進み、また、新型コロナウイルス感染症により社会情勢が急激に変化したことに伴い、家庭環境や教育環境といった子どもたちを取り巻く環境も大きく変化しています。子ども一人ひとりが抱える課題も複雑化、多様化する中で、いじめや不登校だけでなく、デジタル教育格差など新たな問題も指摘されてきています。

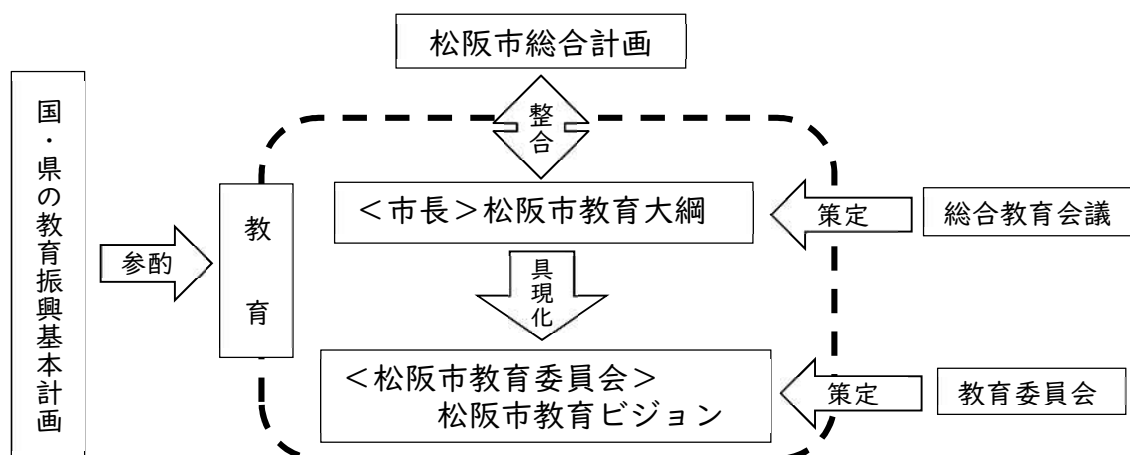
このような社会変化の激しい時代を生き抜くためには、学校での教育活動はもちろんのこと、家庭や地域と連携、協働して、全ての子どもたちが安心して生活し、社会の中で自立しようと意欲的に学べる学習環境を整備していく必要があります。

また、教育においては、どのように社会が変化しようとも、時代を超えて変わらない価値のあるものがあります。豊かな人間性、正義感や公正さを重んじる心、自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心、人権を尊重する心、自然を愛する心や、美しい日本語、日本の歴史や伝統、文化など、こうしたものを子どもたちに培うことは、いつの時代の教育においても大切にされなければならないことでもあります。

このように、教育における「不易」と「流行」を十分に見極め、時代によって変化していくものを受け入れつつ、いつの時代にも変わらないものを大切にしながら、一人ひとりが自ら判断し対応できる力や、周りの人たちと協働して課題解決を図っていく力を育んでいく教育を進めていく必要があります。

2 松阪市がめざす学校教育と教育環境

(1) 松阪市がめざす学校教育



①松阪市総合計画

松阪市では、令和3年2月に、令和2年度を初年度とする新たな総合計画「松阪市総合計画～明るいわ！楽しいわ！松阪やわ！～」を策定しました。

10年後の将来像「ここに住んで良かった…みんな大好き松阪市」を具体的に実現するための取組として、7つの政策の第一に「輝く子どもたち」を挙げ、「次世代を担う子どもたちの学力向上を保障し、郷土の文化や自然に触れることにより豊かな人間性を培い、健康や体力の増進を図ることでバランスのとれた成長を遂げられることをめざして、様々な取組を展開し、松阪市で子育てしたい、子どもたちにここに住み続けたいと言われるようなまちづくりを進めます」としています。

②松阪市教育大綱

松阪市では、令和3年4月に、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱である松阪市教育大綱を策定しました。

「夢を育み 未来を切り拓く 松阪の人づくり」を教育大綱の基本理念に位置づけ、松阪市教育行政の指針としています。

③松阪市教育振興基本計画（松阪市教育ビジョン）

松阪市では、令和4年3月に、松阪市教育大綱を具現化するものとして、松阪市教育振興基本計画（松阪市教育ビジョン）を策定しました。

松阪市教育大綱の基本理念及び4つの基本方針を具体的に進めるため、29の教育施策を掲げています。

この中で、子どもたちにとって望ましい教育環境の整備を図るため、学校規模の適正化や適正配置の実現に向けて取り組むこととしています。

④「未来を切り拓く力」とは

松阪市では、郷土の偉大な先輩である本居宣長の3つの教えから学び、子どもたちが自らの夢や希望をかなえるために、自らの可能性を發揮し、学校生活や家庭生活などのあらゆる場面であきらめずチャレンジしていく力を「未来を切り拓く力」としています。

- ・「すべて ^{あらた}新 ^{せつ}なる ^{いだ}説 ^{だいじなり}を出すはいと大事也」

(自ら問いを見つけ、学んだことを活かし、判断して行動する中で、新たな考えや価値を創り出すことが大切です。)

⇒ **新たな価値を創造する力・新たな問題を発見し解決できる力**

- ・「はじめよりその ^{こころざし}志 ^{たか}を ^{おお}高く ^た大き ^{おく}に ^{きわ}立ててその奥を究めつくさずはやまじ」

(理想を実現しようと高い志をもち、自分の個性や能力を伸ばして、粘り強く学び、自ら考え、判断し、行動することが大切です。)

⇒ **主体的に判断できる力**

- ・「物の ^{もの}心 ^{こころ}を知るは ^よ世のありさまを知り ^し人の ^{ひと}情 ^{こころ}に通じるより ^{つう}出 ^いずる ^{なり}也」

(自分の考えを根拠とともにわかりやすく伝え、相手の考えを理解し考えを広げたり深めたり、相手への思いやりをもち、力を合わせ活動したりすることが大切です。)

⇒ **多様な人々と協働していくことができる力**

副読本「郷土の偉人を知る」シリーズ

(本居宣長、松浦武四郎、蒲生氏郷、三井高利)

松阪市では、「郷土の偉人に学ぶ教育」を推進しており、各小学校において『郷土の偉人を知る』の冊子を活用した学習が進められています。



(2) 子どもたちが未来を切り拓く力を育むための望ましい教育環境

子どもたちには、これからの社会がどんなに変化し予測困難な時代になっても、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、仲間と関わり合い、ともによりよい社会や人生を切り拓く力が求められています。

国が示している教育の方向性や求められる児童生徒像を踏まえ、教育効果を高めるとともに、松阪市の次代を担う人材を育成していくためには、次に示すような環境が望ましいと考えます。

①子どもたち一人ひとりの意欲や向上心が高められる環境

集団の中で自分の考えを伝える経験を数多く積むことで、自分の魅力や可能性に気付いたり、他者の意見に数多く触れ、より深く考える機会を得たりすることで、子どもたち一人ひとりの学びに向かう意欲や自己有用感^{※1}を高めることができます。

②仲間と共に学び合い、支え合い、認め合える環境

日々の教育活動（教科指導、学校行事、部活動、体験活動など）や仲間との交流を通して、仲間と共に学び合い、関わり合い、協力し合いながら切磋琢磨することで、集団の中での社会性や協調性を育成することができます。

③教員による指導体制が充実している環境

教員の自己研修に励む機会を確保し、教員同士が研鑽し合い、資質や指導力を向上させることで、子どもたちも含めた学校全体の教育力を高めることができます。また、子どもたち一人ひとりに対し、複数の教員が関わることで、日々の学習指導や生徒指導の充実につながり、子どもたちの個性や可能性をさらに伸ばすことができます。

④安全安心で快適に学校生活を送ることができる環境

学校施設の老朽化対策をはじめ、防災対策、防犯対策への安全面に配慮した施設整備を図るとともに、インクルーシブ教育^{※2}、ユニバーサルデザイン^{※3}、多様な教育的支援の観点なども踏まえ、安心面に配慮した施設整備の充実を図ることにより、さらに安全安心で快適に学校生活を送ることができます。

※1 自己有用感=1 ページ注釈※1 を参照

※2 インクルーシブ教育=障がいの有無に関わらず、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、特別な支援が必要な児童生徒、個々の状況に応じた的確な指導ができる、多様で柔軟な仕組みを整備すること。

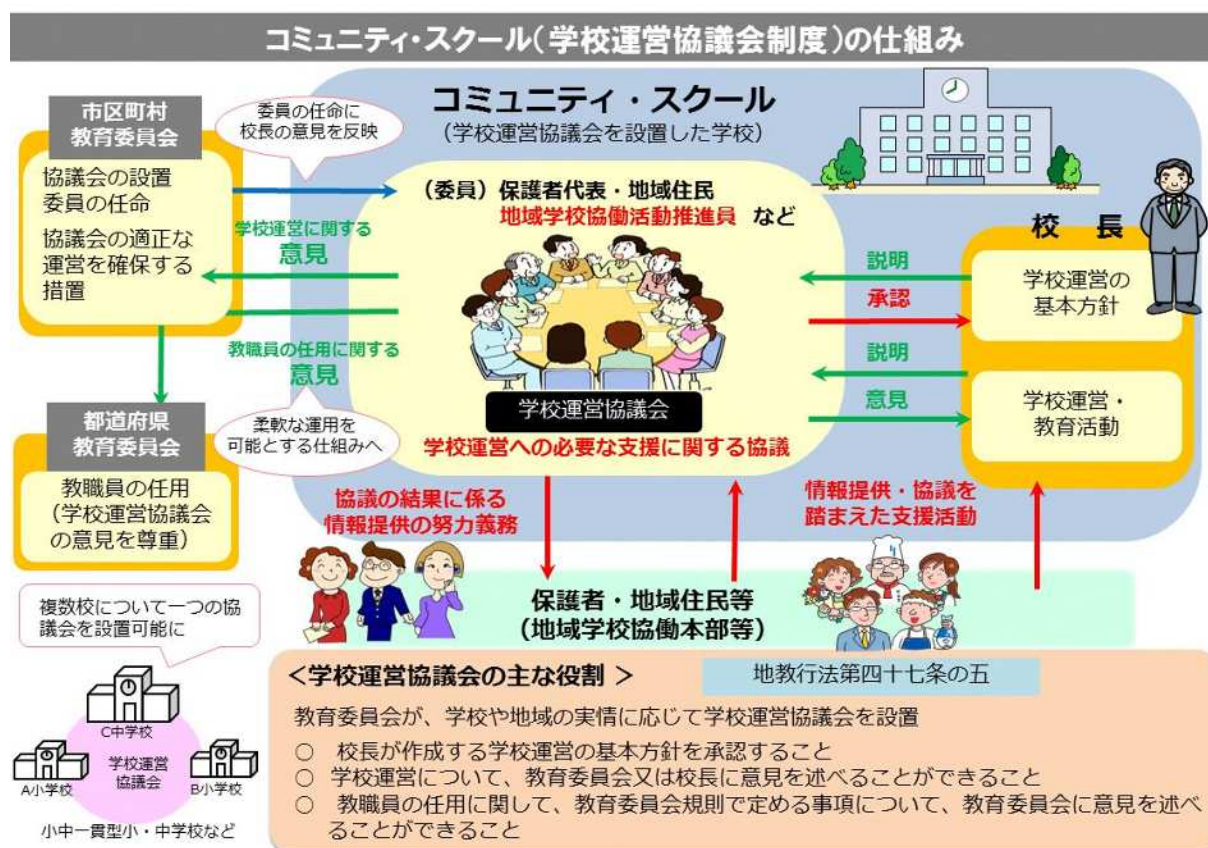
※3 ユニバーサルデザイン=「普遍的な、全体の」という言葉が示すように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢、性別や障がいの有無などにかかわらず、最初から誰もが利用しやすいようにデザインするという考え方のこと。

⑤安全で安心して通学できる環境

防犯対策、交通事故防止対策など通学環境に十分に配慮し、安全な通学路の確保に向けて、関係機関と協議を行うとともに、通学距離や通学時間が子どもたちの心身に対し過度な負担とならないよう、適切な手立てを講じることにより、安全で安心して通学することができます。

⑥地域と学校が両輪になって子どもたちを育てていく環境

学校の教育方針や教育活動に地域のニーズを反映させ、地域ならではの創意工夫を生かした特色ある学校づくり、地域との協働関係を生かした地域とともにある学校づくりを進めるため、全ての学校にコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）^{※1}を導入し、学校を核とした地域づくりなど、地域ぐるみで子どもたちを育てることで、地元への愛着心の醸成に寄与することができます。



※1 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）＝法律に基づき学校運営協議会を設置した学校のこと。学校と保護者や地域住民等がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進めるための仕組みをいう。

第4章 「子どもたちのより良い教育環境について考える」

アンケート調査結果

この章では、令和3年6月から7月にかけて実施したアンケート調査の結果を分析し、その概要をお示ししています。

I 調査の概要

1 目的

松阪市立小中学校の適正な学校規模や配置のあり方について検討するにあたり、市立小中学校の児童生徒の保護者及び教職員をはじめ、学校にあらゆる角度から関わりを持つ地域の方々の考え方や意向を把握し、検討委員会での議論を充実させることを目的とします。

2 調査期間・方法

令和3年6月29日（火）から7月20日（火）まで

児童生徒配付タブレット、インターネット、紙による調査票

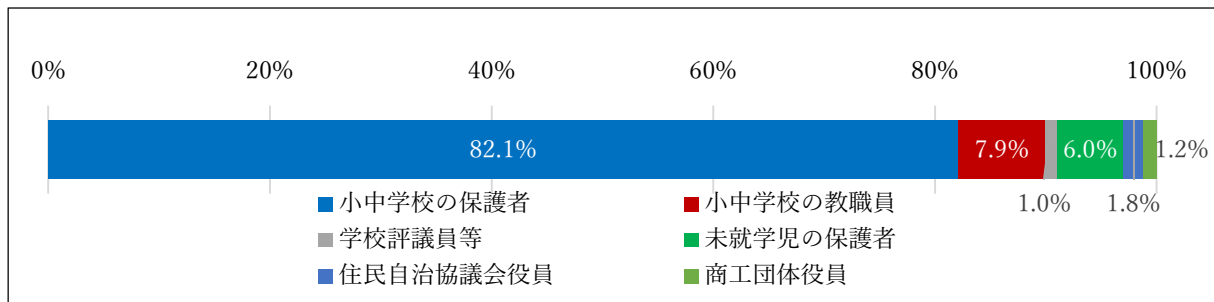
3 対象者・回答率

調査対象者	対象者	回答者	回答率
小中学校の保護者（公立：全員）	12,152人	7,777人	64.00%
小中学校の教職員（公立：全員）	1,178人	748人	63.50%
学校評議員等（47校 各3人）	141人	96人	68.09%
未就学児の保護者（公立幼保こ園：全員）	2,418人	566人	23.41%
住民自治協議会役員等（43協議会 各5人）	215人	170人	79.07%
商工団体役員（役員全員）	208人	114人	54.81%
計	16,312人	9,471人	58.06%

II 調査結果の概要

1 対象者別

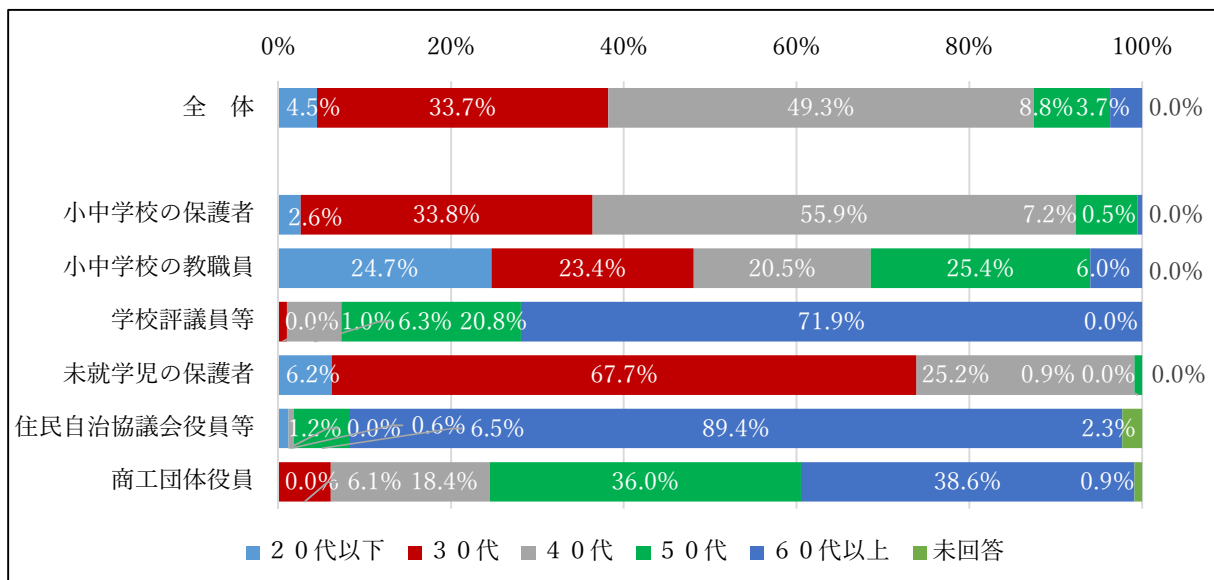
小中学校の保護者については、対象を全員とし、児童生徒に配付したタブレットを活用してアンケート調査を実施したため、全体の82.1%を占めています。また、教職員は7.9%、未就学児の保護者は6.0%となっています。



2 世代別

全体では40代の回答者が最も多く4,669人で、約半数(49.3%)を占めています。次に30代の回答者が多く3,192人(33.7%)となっています。

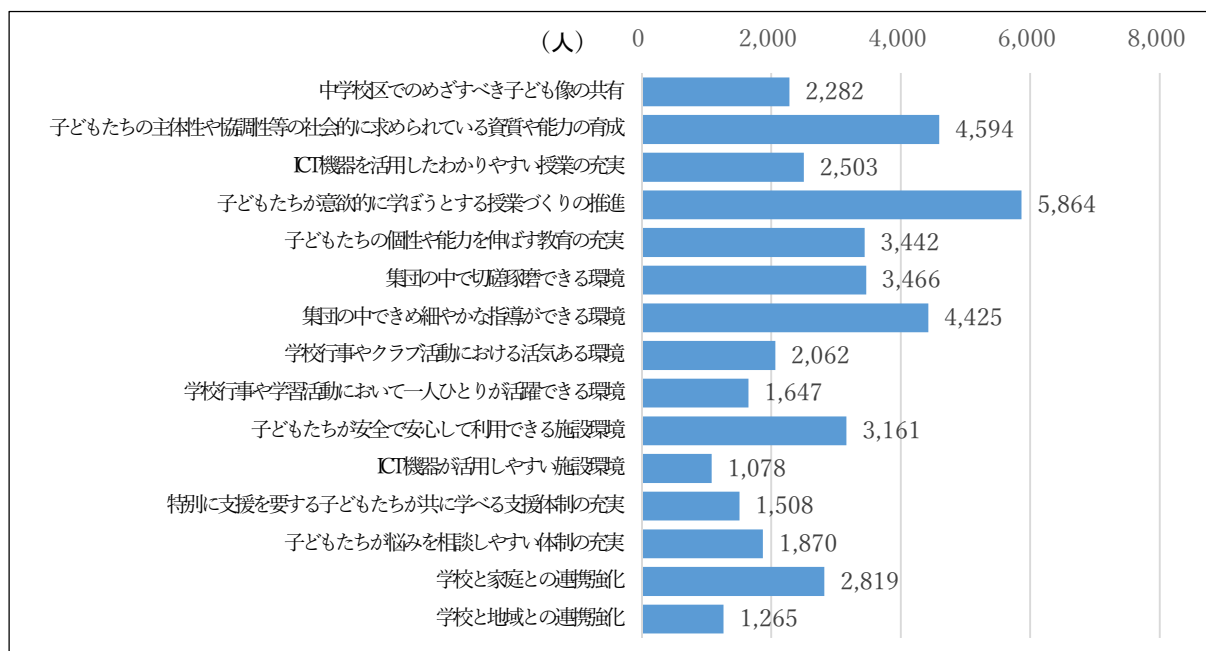
対象者別では、未就学児や小中学校の保護者は30代、40代が多く、学校評議員等、住民自治協議会役員等、商工団体役員は50代、60代以上が多くなっています。



3 松阪市の学校教育において、重要だと考えるものについて

全体では、「子どもたちが意欲的に学ぼうとする授業づくりの推進」が最も多く(5,864人)、続いて「子どもたちの主体性や協調性等の社会的に求められている資質や能力の育成」(4,594人)、「集団の中できめ細やかな指導ができる環境」(4,425人)が多くなっています。

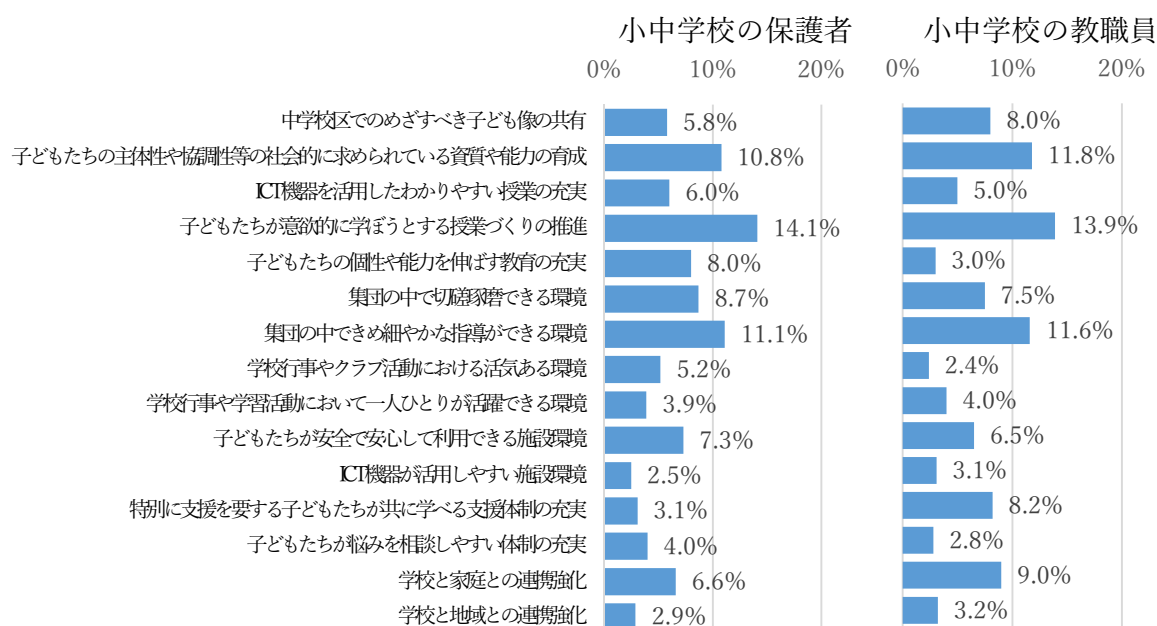
これら3項目は、全ての対象者別においても上位を占めています。



また、対象者別にみると、小中学校の保護者及び教職員では、「子どもたちが意欲的に学ぼうとする授業づくりの推進」が、最も多くなっており、その他の対象者においても上位を占めています。

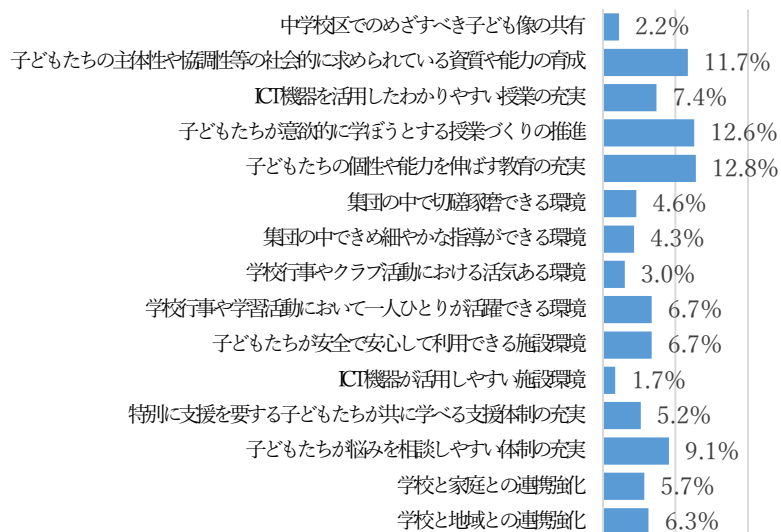
学校評議員等、未就学児の保護者、住民自治協議会役員及び商工団体役員では、「子どもたちの個性や能力を伸ばす教育の充実」が、最も多くなっています。

未就学児の保護者では、「子どもたちが安全で安心して利用できる施設環境」が最も多くなっています。



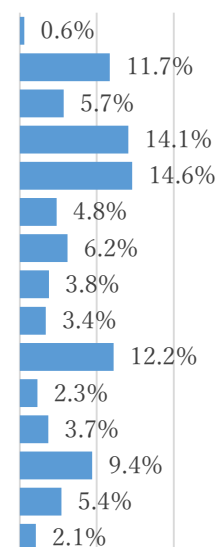
学校評議員等

0% 10% 20% 30%



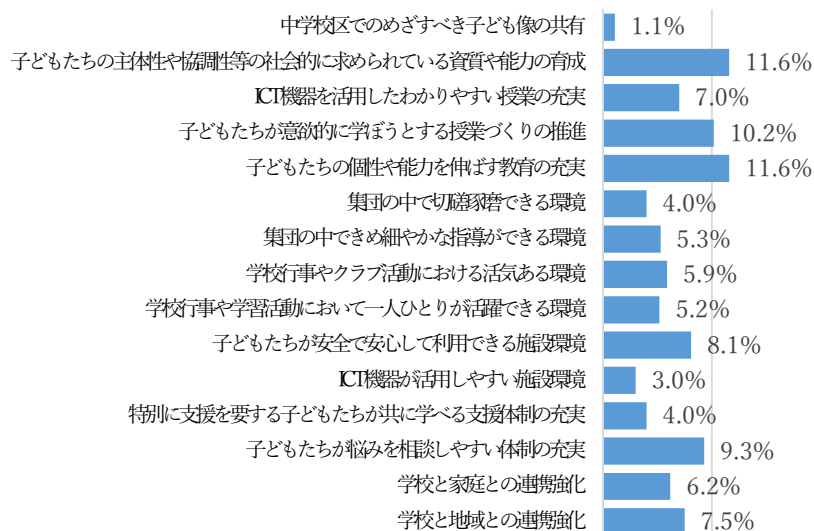
未就学児の保護者

0% 10% 20% 30%



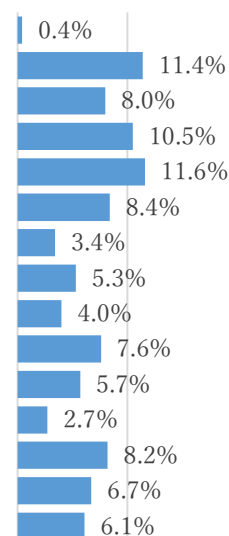
住民自治協議会役員

0% 10% 20%



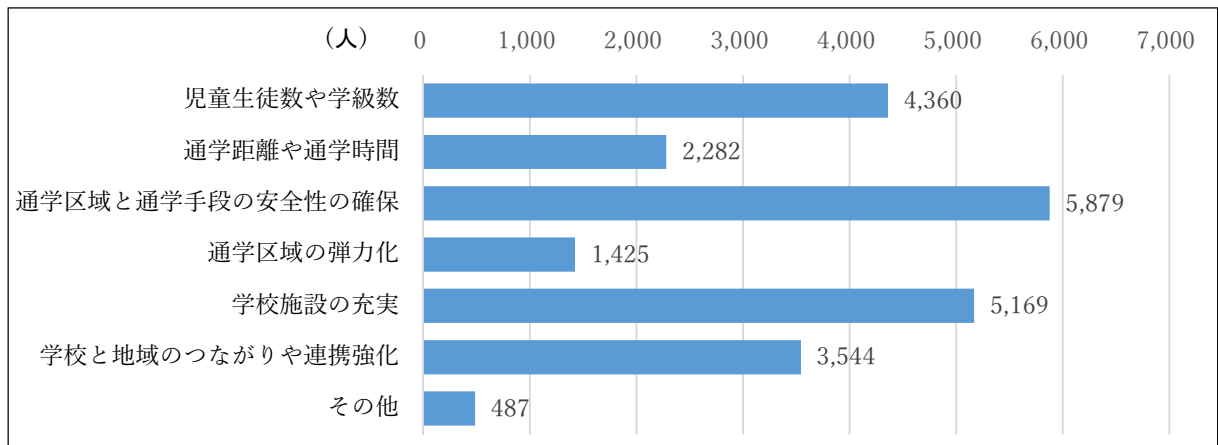
商工団体役員

0% 10% 20%



4 子どもたちのより良い教育環境について検討する上で、特に重視すべきだと考えるものについて

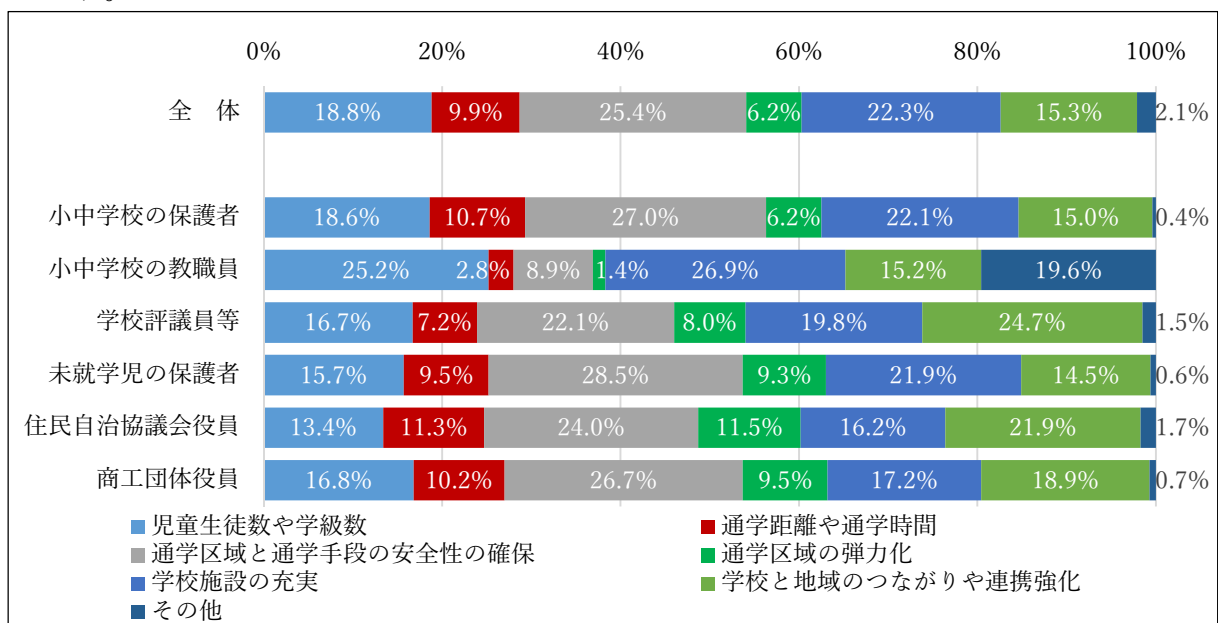
全体では、「通学区域と通学手段の安全性の確保」が最も多く（5,879人）、続いて「学校施設の充実」（5,169人）、「児童生徒数や学級数」（4,360人）が多くなっています。「その他」の意見では、「特別支援教育の充実」が多数を占めているほか、教職員の負担軽減や資質向上などによる充実、通学路の安全確保、地域や家庭との連携強化などが多くなっています。



また、対象者別にみると、小中学校の教職員では、他に比べ「学校施設の充実」（26.9%）や「児童生徒数や学級数」（25.2%）の割合が多くなっている一方、「通学距離や通学時間」（2.8%）の割合が低くなっています。

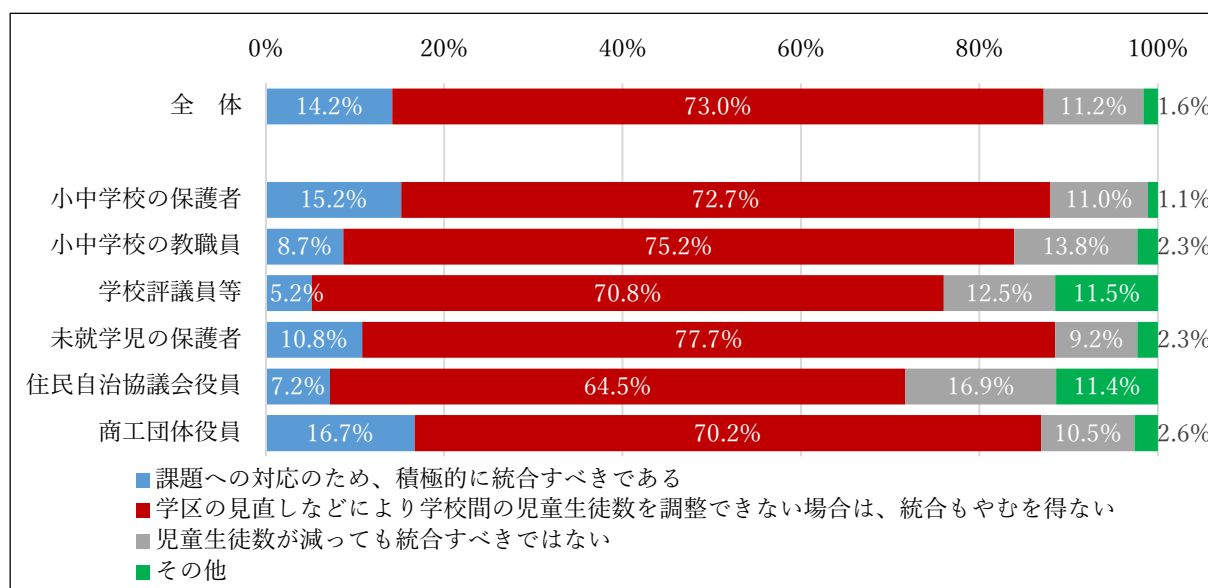
学校評議員等では、「学校と地域のつながりや連携強化」（24.7%）の割合が多く、住民自治協議会役員や商工団体役員においても高い割合を示しています。

小中学校の保護者や未就学児の保護者については、概ね全体の割合と同様となっています。



5 学校の統合について

①学校の統合についての考え方



全体では、「課題への対応のため、積極的に統合すべきである」または「学区の見直しなどにより学校間の児童生徒数を調整できない場合は、統合もやむを得ない」と答えた人の割合は87.2%となっています。

対象者別では、未就学児の保護者が88.5%と最も割合が高く、次に小中学校の保護者87.9%、商工団体役員86.9%となっています。

一方、「児童生徒数が減っても統合すべきでない」と答えた人の割合は、全体で11.2%あり、対象者別においては、未就学児の保護者が9.2%に対し、住民自治協議会役員は16.9%を占めています。

「その他」の意見では、統合に肯定的な意見が1割程度、統合に否定的な意見が6割程度、どちらでもない意見が3割程度となっています。

統合に肯定的な意見の主なものは、「通学手段の安全性を確保した上で統合すべき」、「充実した施設での教育活動のために統合すべき」、「社会性を身に付けるため一定規模の児童生徒数は必要」などであり、その多くは「保護者や地域住民の理解を得ること」、「通学距離や通学時間に配慮すること」などを踏まえての意見でした。

一方、統合に否定的な意見の主なものは、「児童生徒数だけで判断するのは難しい」、「学校区の見直しや校区外通学を推進すべき」、「学校の特性を考え個別に判断すべき」、「保護者や地域住民の意見を尊重すべき」、「学校同士の交流やオンラインの活用などで学校の小規模化に伴う課題は解消できる」、「地域に学校は残すべき」などでした。

また、どちらでもない意見の主なものは、「どちらとも言えない」、「適正の基準が分からない」、「適切な選択肢がない」などでした。

②考え方の理由

「課題への対応のため、積極的に統合すべきである」と答えた人は、「集団活動や集

団学習は、多様な意見に触れることができ、社会性や協調性を身につけるために必要である」、「子どもたちの教育環境を均等化し、児童生徒数等による教育格差を少なくすべきである」、「ある程度の児童生徒数を確保することで、切磋琢磨でき、競争意識が高まる」などの意見が多くありました。

「学区の見直しなどにより学校間の児童生徒数を調整できない場合は、統合もやむを得ない」と答えた人についても、「課題への対応のため、積極的に統合すべきである」と答えた人と同様の意見が多くありましたが、「統合によって通学距離が長くなること」や「地域とのつながりが薄くなること」などへの懸念や、統合にあたっては「保護者や地域の方の理解を得ることが必要である」などの意見が多くありました。

「児童生徒数が減っても統合すべきでない」と答えた人は、「通学距離が長くなり、子どもへの負担が大きくなる」、「地域とのつながりを大切にすべき」、「地域の活性化のためにも学校は必要である」などの意見が多くありました。

「その他」と答えた人についても、「通学距離が長くなること」や「地域とのつながりを大切にすべき」などの意見のほか、「小規模校や大規模校には、それぞれの良さがある」、「児童生徒数で判断するのではなく、保護者や地域の思いを尊重すべきである」などの意見がありました。

6 その他、子どもたちのより良い教育環境についての意見等（自由記述）

最も多くの意見があったのは、GIGA スクール構想に伴う 1 人 1 台タブレットの活用についてのものであり、タブレットを活用したりリモート授業などで学校の小規模化に伴う課題を解消することができるという意見や、不登校対策などに活用できるなどの意見でした。一方で、すべてをタブレット等に頼らず、文字を書くことの意義も大切にしてほしいなどの意見もありました。

次に、通学路に関する意見が多く、その多くは登下校時における児童生徒の安全確保に関するもので、危険度の高い通学路の見直しや、ガードレール、歩道の設置などの要望でした。

また、遠距離通学等によるスクールバスの導入についての意見も多くありました。

次に、教職員等の充実に関する意見が多く、教職員等の働き方改革に伴う負担軽減や増員を求める意見のほか、資質向上に対する意見が多くありました。

次に、学校施設の老朽化等に伴っての施設整備、安全確保に関する意見が多く、児童生徒が安全安心に学校生活を送れるよう、早急に、建替えも含め、危険箇所等の修繕を実施して欲しいというものでした。また、トイレの清掃に関する意見や特別教室等へのエアコン設置に関する意見も多くありました。

その他、家庭や地域との連携を強化していくべきという意見や、コロナ禍により授業参観などの行事が減少し、学校の様子が分からない、もっと情報提供をして欲しいなどの意見が多くありました。

第5章 松阪市における適正規模の考え方

この章では、国県の動向や松阪市教育大綱・松阪市教育ビジョンを踏まえ、松阪市立小中学校の現状と今後の見込み、「子どもたちのより良い教育環境について考えるアンケート調査」などを参考に議論を重ねて得られた結論として、「松阪市がめざす学校教育」と「子どもたちが未来を切り拓く力を育むための望ましい教育環境」を実現するために、現段階において望ましいと考えられる適正規模等について、述べていきます。

1 適正規模の条件

小中学校においては、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や協調性等を身につけさせることが重要になります。このような教育活動は、一定の規模の集団で学び、様々な経験や多くの教職員による指導・支援によって得られるものと考えます。

よって、学校の小規模化に伴う課題を解消し教育効果を高めていくためには、次に掲げるような学校規模を確保していくことが必要であると考えます。

適正規模の条件

- ・学校生活において、多様な価値観を持つ仲間と交流し、豊かな人間関係を築きながら切磋琢磨し、社会性や協調性を育む機会が確保できる規模であること
- ・個に応じたきめ細やかな指導をするための少人数学習や習熟度別学習など、表現力、思考力、判断力を養うための多様な学習形態を取り入れた教育を可能とする規模であること
- ・クラブ活動や部活動において、児童生徒のニーズに応じた多様な活動を編成・実施できる規模であること
- ・一定の教職員数が確保でき、互いに研究・協議を行いながら指導の充実を図るとともに、経験年数、専門性、男女比率等、バランスのとれた教職員を確保できる規模であること
- ・中学校において、各教科に専門の教職員を適切に配置できる規模であること
- ・体育、音楽、道徳、学級活動等の学習指導及びグループ学習や、求められている主体的・対話的で深い学びの実現に向け、制約が生じることがないような規模であること

2 松阪市として最低限確保したい学校規模（下限の目安）

松阪市は、通学区域の調整や学校の統合再編などを行ったとしても、実質的に「国による望ましい学校規模^{*1}」を確保することが困難な学校が多く存在しています。

学校規模の適正化は、学校の再編などを行うため、子どもたちの学習環境や通学環境に大きな影響を与えるものであり、子どもたちの負担を考えれば、無理な適正化は進めるべきではないと考えます。

適正規模を下回る状況であっても、指導方法の工夫や学校運営面での努力により、学校の小規模化に伴う課題を緩和し、教育効果を高めていくことも可能であると考えます。

よって、各学年少なくとも1学級以上を確保し、単学級であっても4～5の小グループを編成しての学習が可能となる、1学級20人程度を「松阪市として最低限確保したい学校規模（下限の目安）」とします。

松阪市として最低限確保したい学校規模（下限の目安）		
小学校	6学級以上 (各学年1学級以上)	1学級20人程度 (全学年120人程度)
中学校	3学級以上 (各学年1学級以上)	1学級20人程度 (全学年60人程度)
【参考】国による望ましい学校規模 ＜小学校＞ 12～18学級（各学年2～3学級） ＜中学校＞ 9～18学級（各学年3～6学級）		

なお、「松阪市として最低限確保したい学校規模」については、あくまでも学校規模の適正化に向けた目安であり、この基準を下回り、適正化すべき小規模校に該当することで、学校規模の適正化を必ず実施しなければならないというものではありません。

しかしながら、現に複式学級を有する学校、小規模化が急速に進行することが予測される学校等については、子どもたちにとって望ましい教育環境の構築を第一に、様々な視点から検討を開始し、早急な対策を講じる必要があると考えます。

^{*1} 法令では、学校規模の標準を学級数により設定している。標準学級数は、小中学校ともに「12学級以上18学級以下」とされているが、「地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない」という弾力的なものとなっている。【学校教育法施行規則第41条及び第79条】

また、望ましい学級数の考え方として、「小学校：1学年2学級以上（12学級以上）」、「中学校：1学年3学級以上（9学級以上）」とされている。【文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」（9ページ）】

3 通学距離及び通学時間の基準

松阪市は、広大な面積や人口分布に地域差があり、児童生徒の通学条件を通学距離だけで設定することは実情に合わないことから、通学距離だけでなく、通学時間も考慮の上、通学距離、通学時間のいずれかの条件を満たすよう定めることが望ましいと考えます。

通学距離が基準を超える場合は、スクールバスや公共交通機関を活用するなど、通学時間が基準の範囲内となるように、様々な手立てを講じる必要があります。

①通学距離

松阪市における通学距離は、現在、小学校でおおむね4 km以内、中学校でおおむね6 km以内という基準が設定されています。これは、国が示している基準と同じです。

通学区域の調整や学校の統合再編などが行われる場合、通学距離が延びることも想定されますが、子どもたちの体力面などを考慮すると、これ以上延ばすことは適切でないと考えます。

よって、徒歩や自転車による通学距離としては、現在、松阪市が基準としている「小学校でおおむね4 km以内、中学校でおおむね6 km以内」がおおよその目安として妥当であると考えます。

②通学時間

現在、松阪市における通学時間の基準は設定されていません。国では「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」において、小中学校ともに「おおむね1時間以内」が一応の目安として設定されています。

通学区域の調整や学校の統合再編などが行われる場合、通学時間が長くなることも想定されますが、子どもたちの体力面などを考慮すると、これ以上長くすることは適切でないと考えます。

よって、スクールバスや公共交通機関を活用するなど、適切な通学手段が確保できることを前提として、「おおむね1時間以内」がおおよその目安として妥当であると考えます。

【市の基準】	通学距離	通学時間
小学校	おおむね4 km以内	おおむね1時間以内
中学校	おおむね6 km以内	おおむね1時間以内

通学距離が基準を超える場合は、スクールバスや公共交通機関を活用するなど、通学時間が基準の範囲内となるように、様々な手立てを講じること。

第6章 学校規模適正化の推進方策

この章では、学校規模適正化を進めるにあたっての対象範囲、具体的な方策、検討時期について、述べていきます。

なお、学校規模適正化に向けた方策の実施については、各学校や地域の実情などを踏まえ、総合的に判断していくことを基本とします。

1 学校規模適正化を検討する範囲

学校規模適正化を検討する範囲については、本来、「国による望ましい学校規模」を下回る学校とし、対応策の検討を行う必要があると考えます。

しかしながら、松阪市には「国による望ましい学校規模」を下回る学校が多数存在し、「松阪市として最低限確保したい学校規模」を下回る学校とでは、状況に差異があることから、「松阪市として最低限確保したい学校規模」を下回る学校を中心に対応策の検討を行っていくことが望ましいと考えます。

よって、現年度において「松阪市として最低限確保したい学校規模」を下回っている学校、及び、現年度から6年後において「松阪市として最低限確保したい学校規模」を下回ると見込まれる学校を、学校規模適正化を検討する範囲（対象校）とすべきであると考えます。

ただし、交通網の整備や住宅開発等の要因による一時的な児童生徒数の増加などにも注視しながら、状況に変化があった場合は、適宜対応する必要があります。

学校規模適正化を検討する範囲（対象校）	※現年度＝答申年度
<ul style="list-style-type: none">・現年度において「松阪市として最低限確保したい学校規模」を下回っている学校・現年度から6年後において「松阪市として最低限確保したい学校規模」を下回ると見込まれる学校	
※松阪市として最低限確保したい学校規模	
＜小学校＞ 6学級以上（各学年1学級以上） 1学級20人程度（全学年120人程度）	
＜中学校＞ 3学級以上（各学年1学級以上） 1学級20人程度（全学年60人程度）	

なお、大規模校については、今後も少子化による児童生徒数の減少が進むことが予想され、将来的に適正規模になると見込まれることから、今後の推移を注視していくことが望ましいと考えます。

ただし、大規模校の隣接校等が最低限確保したい学校規模を下回る場合、通学区の見直し等を検討する必要があります。

2 学校規模適正化の方策

適正な学校規模を実現するための具体的な方策については、大きくは、「通学区域の見直し」と「隣接校との統合」の2つが考えられます。

ただし、これらの方策を当てはめると、児童生徒の学びに大きな影響を及ぼす可能性のある場合については、学校の小規模化に伴う課題を緩和し、教育効果を高める方策を検討する必要があります。

(1) 通学区域の見直し

最低限確保したい学校規模を下回る学校の通学区域と、隣接する学校の通学区域の一部を変更することによって、学校規模の適正化を図ることが可能です。

ただし、中学校の通学区域との兼ね合いもあり、同一中学校区内で実施されることが望ましいと考えます。

なお、この方策による場合は、地域コミュニティ活動との調整を図る必要があります。

(2) 隣接校との統合

通学区域の見直しにより、学校規模の適正化を図ることが困難な場合は、最低限確保したい学校規模を下回る学校と隣接する学校との統合により、学校規模の適正化を図ることが可能です。

隣接校に適正規模校や大規模校が存在しないなど、通学区域の見直しだけでは適正化が困難な場合は、一つの有効な手段です。

ただし、小規模校同士では最低限確保したい学校規模を満たさない場合もあることから、通学距離や通学時間等も踏まえた上で、3校以上や中学校区全体で、適正化を検討する必要があります。

なお、統合する場合に使用する校舎等については、児童生徒数の多い学校を基本としつつ、地理的な位置、校舎の大きさや築年数、敷地面積なども考慮して決定すべきであると考えます。

(3) その他の方策

最低限確保したい学校規模を下回る学校のうち、地理的条件等により通学区域の見直しや隣接校との統合が困難な学校や、他にはない特徴的な学びの形態を有する学校については、次に示す方策により、学校の小規模化に伴う課題を緩和し、教育効果を高めていくことも可能です。

また、学校運営協議会^{*1}を通じて、地域住民とも教育上の課題を共有し、地域の思いや願いを把握することで、新たな学校づくりに生かしていくこともできます。

^{*1} 学校運営協議会=12ページ注釈^{*1} コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と同ページの図を参照

①小中一貫教育

小中一貫教育は、小中学校段階を一体的に捉え、9年間の教育目標を設定し、系統性を確保した教育課程を編成・実施することができる制度で、導入に当たっては、子どもたちを地域ぐるみで育む「地域とともにある学校」への転換を図ることが必要であるとされています。

②小規模特認校制度

小規模特認校とは、小規模な学校の特色を理解し、自然豊かな環境で学びたい、子どもを学ばせたいという人が、一定の条件を満たせば、小規模特認校として指定された学校に、市内全域から通学することができる制度で、現在、松阪市では飯高地域の小中学校で導入されています。

③特色あるカリキュラムの編成

教育課程特例校制度^{※1}等も必要に応じて活用しながら、校区内の豊かな自然・文化・伝統・産業資源等を最大限に生かし、地域のニーズを踏まえた体験的・課題解決的な活動を積極的に取り入れた特別なカリキュラムを編成することも可能です。

3 検討時期

学校規模の状況や児童生徒数の将来推計に応じて、検討を開始する必要がありますが、最低限確保したい学校規模を下回る学校であっても、その下回っている度合いにより状況に差異があることから、短期的、中長期的に分けて検討することが望ましいと考えます。

①短期的な取組

児童生徒数が極端に少なく、2つの学年で1つの学級編制となる複式学級では、一般的に、小規模化に起因する課題が顕著になりやすいとされていることから、まず複式学級の解消を最優先課題として、現年度において複式学級を有する学校、及び、現年度から6年後に複式学級を有することが見込まれる学校については、早急に学校規模適正化の検討を開始することが望ましいと考えます。

②中長期的な取組

現年度において最低限確保したい学校規模を下回る学校、及び、現年度から6年後に最低限確保したい学校規模を下回ることが見込まれる学校については、短期的な取組に続いて検討を開始することが望ましいと考えます。

^{※1} 教育課程特例校制度＝学習指導要領等によらない教育課程を編成して実施することができる学校を指定する制度のこと。

第7章 学校規模適正化に伴い検討すべき事項

この章では、学校規模適正化を進めるにあたって、検討委員会から教育委員会に対し、特に留意しておいていただきたい事項について、述べていきます。

1 配慮すべき事項

①児童生徒の環境変化への配慮

学校規模適正化が行われた場合、児童生徒の学習環境や生活環境が大きく変化することから、新たな学校生活に円滑に移行できるよう、事前に学校間交流を実施するなど、児童生徒の学習面や心理面について十分な配慮が必要です。

②通学環境における安全安心への配慮

学校規模適正化が行われた場合、児童生徒の通学区域が大きく変化することから、防犯対策や交通事故対策等の通学路の安全確保や地域での見守り活動等の安心面について、地域と一体となって調整するとともに、スクールバス等の手立てを講じる場合には、児童生徒の運動不足や教育活動の時間の確保等、対象となる児童生徒の心身のケアについて十分な配慮が必要です。

また、通学区域の拡大や変更により、地域と学校の関係が希薄化することのないよう配慮する必要があります。

③教職員体制の整備等への配慮

地理的条件などにより小規模校を存置する場合、学級数の減少に伴い教職員の配置も減少することから、子どもたちの学びを充実するため、指導方法やカリキュラム編成の工夫などを図るとともに、教職員の資質向上のための研修機会を充実し、より効果的な教育活動を行うことができるようにする必要があります。

また、教職員が毎日子どもたちの前でいきいきと教壇に立てるよう、これからも教育に対する情熱と使命感をもつ若者が教職員になりたいと思えるよう、教育委員会も教職員自らが学校における働き方改革に全力で取り組む必要があります。

④小中学校区の整合

小中学校の教育内容の連続性や健全育成の観点から、今後、小中学校間の連携の必要性は、ますます高まっていくと考えられます。

一つの小学校から複数の中学校への進学は、小中学校間の連携を困難にする場合もあることから、子どもたちのより良い人間関係の構築のためにも、一つの小学校から複数の中学校へ分かれて進学することがなくなるよう、小中学校区の整合を図るよう配慮する必要があります。

⑤学校運営協議会制度の活用

学校規模適正化を進める上では、各小学校区で設置が進められている学校運営協議会^{※1}の各中学校区単位での連携強化が、地域と学校との関係の希薄化を防止するものと考えられることから、十分に配慮する必要があります。

⑥地域コミュニティ活動への配慮

学校施設は、地域行事や地域活動の拠点施設、災害時の避難場所など、地域コミュニティの核となっていることから、学校規模適正化を進めるにあたっては、保護者や地域住民に対して、その必要性などを十分に説明し、理解を得られるよう配慮する必要があります。

⑦学校施設及び跡地の活用

学校規模適正化が行われた場合、使われなくなる学校施設及び跡地の活用に関する地域の意向やニーズを考慮するとともに、財政面や防災面などを踏まえ、多角的な視点から将来を見通した有効活用策を検討するよう配慮する必要があります。

また、休校後おおむね10年が経過している学校施設についても、同様に検討した上で、速やかに廃校手続を行う必要があります。

⑧学校施設整備への配慮

学校施設の維持更新や保全を図る上では、コスト縮減の意識を持ちつつも、老朽化対策、安全性の確保の観点から責任を持って予算を確保し整備するなど、学校規模適正化が行われた場合においても、引き続き、適切な管理運営に取り組むよう配慮する必要があります。

^{※1} 学校運営協議会＝12ページ注釈^{※1} コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と同ページの図を参照

2 課題事項

①学校施設の計画的改修・整備

老朽化が著しい学校施設を一律に大規模改修することは困難なことから、最低限確保したい学校規模を下回る学校については、学校規模適正化の具体的な方向性が示されるまでの間、大規模改修を行わないこととした上で、施設改修等を計画的かつ効率的に整備する必要があると考えます。

②学校給食の提供方式等の見直し

学校給食については、少子化による配食数の減少、調理施設の老朽化に対応するとともに、学校規模適正化を進めるにあたっては、配送計画の再編成による既存センター等の改修や親子方式^{※1}、新たなセンターや調理施設の建設なども視野に入れながら、市全体としての学校給食の運用や提供方式など施設整備に関する計画を作成する必要があると考えます。

③放課後児童クラブの確保・充実

放課後児童クラブについては、放課後における児童の居場所を確保するため、ほぼ全ての小学校区で実施されている状況ですが、今後も運営に関する保護者負担の軽減に配慮し、社会福祉法人等への運営委託を進めるとともに、学校規模適正化が行われた場合においても、切れ目なく利用することができるよう運営面での更なる充実を図る必要があると考えます。

④幼稚園、保育園、認定こども園及び小中学校間の連携

幼稚園、保育園及び認定こども園における教育及び保育は、小学校以降の学習や生活基盤の育成につながることに配慮し、発達段階に応じた生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う環境づくりが重要とされていることから、学校規模適正化を進めるにあたっては、幼稚園、保育園、認定こども園及び小中学校間の連携を視野に入れ、認定こども園などの整備計画との調整を図る必要があると考えます。

※1 親子方式＝調理施設を有する学校が調理施設を有しない学校の給食も調理し、配送する方式のこと。

第8章 答申後の進め方

今後、教育委員会において、「松阪市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」を策定するにあたっては、この答申の主旨に基づき立案し、パブリックコメント（意見公募手続）を実施するなど、多くの方々の意見を反映した上で策定する必要があります。

また、「松阪市立小中学校再編活性化計画」を策定するにあたっては、学校教育の直接の受益者である児童生徒やその保護者、将来的に受益者となる就学前の子どもの保護者の声を重視しつつ、学校運営協議会^{※1}や地域住民等に対して、その必要性などを十分に説明し、一緒に考え、理解と協力を得るなど「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえ、丁寧な議論を展開して進めていくことが大切であると考えます。

その上で、適正化対象校と関係校が含まれる地域ごとに、適正化の方策、その手順、実施時期等を示した「個別実施計画」を策定し、公表する必要があります。

なお、国の法令や三重県の基準によって定められている学級編成基準をはじめ、基本方針の考え方に大きく影響を及ぼすような制度改正が生じた場合にあっては、その都度、見直しを行い、整合性を保つ必要があります。

※1 学校運営協議会=12ページ注釈※1 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と同ページの図を参照

おわりに ～基本方針及び再編活性化計画の策定にあたって～

本検討委員会では、将来的に児童生徒数の減少が見込まれる中で、松阪市がめざす学校教育を実現するための望ましい教育環境に重点を置き、「次代を担う子どもたちにとって、より良い教育環境とは何か」という視点に立って、議論を進めてきました。

複式学級の視察では、児童へのきめ細やかな指導の実践や、異学年間の縦の交流など、小規模であることのメリットがうまく引き出されており、子どもたちが伸びやかに育っていることが明らかになりました。一方で、グループ学習など多様な学習・指導形態を取りにくいこと、教職員が複数学年分の指導方法を習得する必要があること、専科教諭や養護教諭の配置も困難になってきていることなども明らかになりました。これからも児童生徒数の減少が見込まれる中、いつまでもこのような状態が継続していくことは適切ではないと感じたところです。

また、コミュニティ・スクールの視察では、保護者や地域住民と学校がともに知恵を出し合い、うまく連携し、学校運営に意見を反映させていることが明らかになりました。現段階では学校によってその運営状況に差はあるものの、更なる活性化に努める必要があります。その上で、中学校区を単位とした学校運営協議会に対して、学校規模適正化の必要性について丁寧に説明し、そこを中心に具体的議論を展開していくことができれば円滑に進むのではないかと感じたところです。

学校再編により地域がさびれてしまうのではないかと不安は理解できます。しかし、これまでも明治初期の学校創立以降、統合分割といった変遷とともに、新たな地域コミュニティが形成されてきました。学校再編に順応した地域コミュニティを地域と学校が中心となり改めて形成していくことが地域の活性化に繋がっていくものと考えます。

また、学校再編により母校が現在の場所からなくなることで寂しさを感じると思います。しかし、こういった思いを優先することは、子どもたちの学びに、その代償を求めてしまうことにならないでしょうか。より良い教育環境で教育を受けられる体制を、大人が用意することこそ、我々大人の責任であると考えます。

地域の歴史や文化、コミュニティを継承していくことは大切ですが、その地域に暮らす子どもたちの学びを守っていくこととは、別の課題として検討すべきであると考えます。

今後、教育委員会において、小中学校の再編活性化を進めるにあたっては、児童生徒やその保護者、就学前の子どもの保護者の声を重視しつつ、学校運営協議会や地域住民等に対して、その必要性などを十分に説明し、一緒に考え、理解と協力を得るなど「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえた丁寧な議論が展開されることを強く望むものであります。

松阪市学校規模適正化等に関する検討委員会 委員一同

《参考資料》

- (資料 1) 諮問書 (写し)
- (資料 2) 松阪市学校規模適正化等に関する検討委員会規則
- (資料 3) 松阪市学校規模適正化等に関する検討委員会委員名簿
- (資料 4) 答申に至るまでの検討委員会の開催経過等
- (資料 5-1) 学級数・児童生徒数の現状と将来推計
- (資料 5-2) 学校規模の現状と今後の見込み
- (資料 5-3) 適正規模・適正配置の基本的な考え方 (国や県の基準)
- (資料 5-4) 学校規模によるメリット・デメリット(例) (文部科学省 中央教育審議会 資料)

(資料1) 諮問書(写し)



20 松教総第 000343 号
令和 2 年 7 月 14 日

学校規模適正化等に関する検討委員会 様

松阪市教育委員会
教育長 中田 雅喜



松阪市学校規模適正化に関することについて(諮問)

松阪市立小中学校のより良い教育環境を整備し、充実した教育の現実に資するため、松阪市学校規模適正化等に関する検討委員会規則第2条の規定により、下記の事項について諮問いたします。

諮問事項

松阪市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する事項

(諮問理由)

急激な社会変化が進む中で、子どもたちがこの変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自律的に生き抜くための資質能力を育成することが求められています。

子どもたちにとって「学校」とは、さまざまな人々と関わりながら学ぶ中で、互いに存在を認め合うことや、他者と協働し社会をよりよくしようとするなど、豊かな学びを通して、自らの夢を思い描き、未来を切り拓く力を身につけていく場所でありたい。

現在、我が国では、人口減少、少子高齢化、過疎化が進展しており、児童生徒数の減少に伴う教育環境の変化への対応が求められています。本市の小中学校においても例外ではなく、学校の小規模化が進んでおり、子どもたちにとって、よりよい教育活動や学校運営を行うためには、一定の「学校」の規模や教育環境を確保していく必要があります。

このようなことから、本市の小中学校における現状と課題を整理するとともに、教育環境を整備し、充実した学校教育を実現するため、学校規模適正化等に関する基本方針の策定について、ご検討いただきたく、上記の事項について諮問するものです。

(資料2) 松阪市学校規模適正化等に関する検討委員会規則

松阪市学校規模適正化等に関する検討委員会規則

令和2年4月21日 松阪市教育委員会規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、松阪市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の適正規模及び適正配置について検討するため、松阪市学校規模適正化等に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、検討委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、その結果を答申する。

- (1) 学校の適正規模に関すること。
- (2) 学校の適正配置のあり方に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域代表者
- (3) 保護者
- (4) 教育関係者
- (5) その他教育委員会が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、原則として、委嘱の日から諮問事項の答申が終了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

(委員報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年松阪市条例第53条）の定めるところにより支給する。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(資料3) 松阪市学校規模適正化等に関する検討委員会委員名簿

名 前	所属・職名等	備 考
◎ 竹内 一	元 松阪市教育委員会委員	規則第3条第1号委員
中野 和代	元 津市教育委員会教育長	規則第3条第1号委員
中山 一男	元 松阪市住民協議会 代表	規則第3条第2号委員
鈴木 寛子	松阪市 PTA 連合会 会長	規則第3条第3号委員
○ 伊藤 卓哉 (R4年度)	松阪市立鎌田中学校 校長	規則第3条第4号委員
伊達 隆 (R3~4年度)	松阪市立阿坂小学校 校長	規則第3条第4号委員
西村 知晃 (R4年度)	松阪市立松江小学校 教諭	規則第3条第4号委員
中林 祥子 (R4年度)	松阪市立伊勢寺幼稚園 園長	規則第3条第4号委員
北村 俊治	松阪商工会議所 副会頭	規則第3条第5号委員
竹川 博子	(株)タケカワダイヤモンド 代表取締役	規則第3条第5号委員
前嶋 敏文 (R2年度)	松阪市立射和小学校 校長	規則第3条第4号委員
谷 浩一 (R2年度)	松阪市立東黒部小学校 校長	規則第3条第4号委員
村林 雅紀 (R2~3年度)	松阪市立伊勢寺小学校 教諭	規則第3条第4号委員
丸口 典子 (R2年度)	松阪市立三雲南幼稚園 園長	規則第3条第4号委員
松本 賀美 (R3年度)	松阪市立東部中学校 校長	規則第3条第4号委員
金児 美季 (R3年度)	松阪市立中川幼稚園 園長	規則第3条第4号委員

※ 委嘱年月日：令和2年7月14日から答申の日まで

※ 所属・職名等は、委嘱時のもの

※ ◎：委員長、○：副委員長

(資料4) 答申に至るまでの検討委員会の開催経過等

検討委員会	開催日	協議内容等
第1回	令和2年7月14日	・委嘱 ・諮問 ・松阪市の人口推移、市立小中学校の現状 等
第2回	令和2年10月21日	・アンケート調査の概要
書面協議	令和3年2月8日	・アンケート調査の調査項目、対象者の検討・精査
書面協議	令和3年4月22日	・アンケート調査の調査項目、対象者の検討・精査
アンケート	令和3年6月29日 ～7月20日	・調査対象者 16,312人 ・回答者(率) 9,471人(58.06%)
第3回	令和4年1月14日	・アンケート調査結果の分析
第4回	令和4年2月8日	・松阪市がめざす学校教育 ・子どもたちにとって望ましい教育環境 等
第5回	令和4年3月24日	・適正規模及び適正配置の基本的な考え方 ・適正化に伴い検討が必要となる事項 等
第6回	令和4年4月26日	・適正化の推進方策 ・適正化に伴い検討が必要となる事項 等
施設視察	令和4年4月26日	・複式学級 授業見学、制度説明 ・コミュニティ・スクール 見学、制度説明
第7回	令和4年5月18日	・子どもたちが未来を切り拓く力を育むための望ましい教育環境 ・松阪市における適正規模の考え方 等
第8回	令和4年6月9日	・答申案の検討
施設視察	令和4年6月9日	・放課後児童クラブ 施設見学、制度説明
第9回	令和4年7月8日	・答申案の検討
第10回	令和4年8月26日	・答申案の検討
第11回	令和4年9月	・答申案の最終チェック(書面開催)
第12回	令和4年10月18日	・答申最終案の確認 ・答申

(資料 5-1) 学級数・児童生徒数の現状と将来推計

●【小学校】学級数・児童数の現状（令和４年５月１日現在）（学校基本調査）

小学校	全体		1年		2年		3年		4年		5年		6年	
	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童
第一	6	149	1	12	1	24	1	21	1	24	1	36	1	32
第二	6	170	1	30	1	25	1	34	1	31	1	23	1	27
第三	8	211	2	41	1	21	2	41	1	36	1	35	1	37
第四	15	465	3	91	3	83	2	70	2	59	3	91	2	71
第五	18	527	3	85	3	78	3	82	3	93	3	101	3	88
幸	13	443	2	72	2	66	2	69	2	58	3	94	2	84
松江	12	342	2	70	2	62	2	49	2	47	2	57	2	57
伊勢寺	7	175	1	33	1	22	1	23	2	43	1	23	1	31
阿坂	6	65	1	10	1	8	1	13	1	8	1	13	1	13
松ヶ崎	4	35	1	4	0	6	1	4	1	9	0	7	1	5
港	10	258	2	47	2	39	1	33	1	42	2	53	2	44
東黒部	4	40	1	6	0	7	1	8	0	5	1	8	1	6
西黒部	5	62	1	8	1	10	0	9	1	7	1	16	1	12
機殿	4	42	1	4	0	8	1	7	0	7	1	6	1	10
朝見	6	89	1	6	1	22	1	12	1	18	1	17	1	14
掃水	6	196	1	28	1	35	1	27	1	41	1	36	1	29
漕代	6	56	1	6	1	6	1	14	1	8	1	15	1	7
花岡	17	519	3	81	3	81	3	89	2	77	3	102	3	89
松尾	11	266	2	39	2	46	1	35	2	44	2	47	2	55
大河内	6	72	1	7	1	12	1	12	1	8	1	19	1	14
南	5	52	1	9	1	7	0	9	1	7	1	11	1	9
射和	6	173	1	28	1	26	1	26	1	35	1	26	1	32
山室山	18	579	3	92	3	87	3	102	3	110	3	99	3	89
徳和	20	699	3	107	3	100	3	108	4	133	3	118	4	133
豊地	6	175	1	29	1	24	1	28	1	35	1	26	1	33
中川	18	600	3	97	3	99	3	99	3	99	3	108	3	98
豊田	6	148	1	28	1	22	1	15	1	31	1	25	1	27
中原	6	116	1	15	1	17	1	24	1	20	1	22	1	18
天白	15	487	3	86	3	77	2	71	2	82	2	72	3	99
鵠	6	98	1	18	1	12	1	16	1	21	1	14	1	17
小野江	10	257	1	25	2	39	2	38	1	38	2	55	2	62
米ノ庄	6	195	1	25	1	34	1	35	1	38	1	38	1	25
柿野	6	78	1	8	1	12	1	9	1	14	1	18	1	17
粥見	6	87	1	15	1	15	1	9	1	17	1	13	1	18
香肌	2	12	0	2	0	0	1	2	0	4	0	0	1	4
宮前	6	66	1	9	1	9	1	12	1	9	1	13	1	14
合計	312	8,004	54	1,273	51	1,241	50	1,255	49	1,358	53	1,457	55	1,420

※学級数は普通学級数のみ。国の標準学級基準にて算出(三重県基準は用いず)。

●【小学校】学級数・児童数の将来推計（令和5～10年度）（学校基本調査）

小学校	R5		R6		R7		R8		R9		R10	
	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童
第一	6	127	6	106	6	100	6	96	6	85	6	86
第二	7	181	7	190	8	195	9	201	10	212	11	218
第三	9	215	9	204	9	194	9	196	9	200	8	181
第四	16	473	15	451	16	473	17	478	17	485	17	484
第五	18	515	18	497	18	482	17	467	16	456	15	438
幸	13	414	12	377	12	366	12	362	12	349	12	330
松江	12	337	12	332	12	328	12	325	12	317	12	301
伊勢寺	7	163	7	164	6	144	6	144	6	133	6	111
阿坂	6	67	6	59	6	62	5	56	5	59	5	60
松ヶ崎	4	38	4	36	4	32	4	35	4	34	4	35
港	9	249	8	222	9	220	10	235	10	239	10	235
東黒部	4	40	4	38	4	41	4	43	4	42	4	42
西黒部	5	64	5	55	6	57	5	56	5	52	4	50
機殿	4	38	4	42	4	45	4	48	5	45	4	46
朝見	6	88	6	89	6	86	6	81	6	76	6	87
掃水	6	190	6	184	6	169	6	163	6	146	6	136
漕代	5	61	5	59	5	58	5	54	5	62	6	70
花岡	18	558	18	558	20	588	20	600	20	612	20	624
松尾	10	239	9	217	8	191	8	177	7	150	6	130
大河内	6	73	6	64	6	65	6	63	6	58	6	58
南	4	51	4	48	4	48	4	46	4	50	4	52
射和	6	166	6	167	6	162	6	151	6	153	6	153
山室山	18	578	18	551	18	532	17	484	17	471	17	456
徳和	20	684	20	668	19	635	19	617	19	606	19	588
豊地	6	165	6	161	6	146	6	133	6	128	6	118
中川	18	604	18	592	18	582	18	565	18	554	18	545
豊田	6	143	6	143	6	135	6	140	6	131	6	116
中原	6	114	6	108	6	102	6	92	6	94	6	98
天白	14	450	14	439	15	438	15	415	14	384	13	344
鵜	6	93	6	96	6	89	6	85	6	84	6	77
小野江	9	230	9	214	10	219	9	214	9	211	10	222
米ノ庄	7	218	7	209	7	203	7	189	7	175	7	170
柿野	6	70	6	59	5	59	5	55	5	48	4	45
粥見	6	84	6	84	6	79	6	76	6	74	6	72
香肌	2	10	2	10	2	9	2	11	3	13	3	13
宮前	6	68	6	58	6	57	5	48	5	47	4	46
合計	311	7,858	307	7,551	311	7,391	308	7,201	308	7,035	303	6,837

※学級数は普通学級数のみ。国の標準学級基準にて算出（三重県基準は用いず）。

●【中学校】学級数・生徒数の現状（令和４年５月１日現在）（学校基本調査）

中学校	全体		1年		2年		3年	
	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒
殿町	12	422	4	149	4	134	4	139
鎌田	11	393	4	130	3	123	4	140
久保	18	679	6	216	6	226	6	237
東部	7	255	3	96	2	77	2	82
中部	17	623	6	209	6	214	5	200
大江	3	36	1	12	1	11	1	13
西	11	411	3	123	4	137	4	151
嬉野	15	564	5	178	5	203	5	183
三雲	15	545	5	177	5	187	5	181
飯南	3	74	1	24	1	27	1	23
飯高	3	49	1	23	1	14	1	12
合計	115	4,051	39	1,337	38	1,353	38	1,361

※学級数は普通学級数のみ。国の標準学級基準にて算出（三重県基準は用いず）。

●【中学校】学級数・生徒数の将来推計（令和５～１０年度）（学校基本調査）

中学校	R5		R6		R7		R8		R9		R10	
	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒
殿町	11	396	10	369	9	296	8	274	7	250	8	273
鎌田	11	382	12	414	11	405	10	394	10	380	11	406
久保	18	682	18	702	18	727	18	735	18	711	17	677
東部	7	251	8	274	8	263	8	260	8	243	7	215
中部	17	630	17	648	16	650	17	658	16	623	16	612
大江	3	31	3	31	3	27	3	29	3	26	3	27
西	10	382	9	356	9	354	9	331	9	323	9	320
嬉野	15	567	15	547	15	560	15	544	15	526	15	504
三雲	16	577	16	581	16	599	15	555	15	537	14	504
飯南	3	86	3	90	3	97	3	80	3	76	3	68
飯高	3	55	3	54	3	45	3	41	3	37	3	34
合計	114	4,039	114	4,066	111	4,023	109	3,901	107	3,732	106	3,640

※学級数は普通学級数のみ。国の標準学級基準にて算出（三重県基準は用いず）。

(資料 5-2) 学校規模の現状と今後の見込み

(学校基本調査)

【小学校】	令和 4 年度	令和 10 年度(推計)
過小規模校 (5 学級以下)	【6 校】 松ヶ崎(4)、西黒部(5)、東黒部(4)、 機殿(4)、南(5)、香肌(2)	【9 校】 松ヶ崎(4)、西黒部(4)、東黒部(4)、 機殿(4)、南(4)、香肌(3)、 <u>阿坂(5)</u> 、 柿野(4)、宮前(4)
小規模校 (6～11 学級) 1 学級 20 人未満	【9 校】 朝見(6)、漕代(6)、大河内(6)、中 原(6)、鵜(6)、粥見(6)、 <u>阿坂(6)</u> 、 柿野(6)、宮前(6)	【10 校】 朝見(6)、漕代(6)、大河内(6)、中 原(6)、鵜(6)、粥見(6)、 <u>第一(6)</u> 、 <u>伊 勢寺(6)</u> 、 <u>豊地(6)</u> 、 <u>豊田(6)</u>
小規模校 (6～11 学級) 1 学級 20 人以上	【12 校】 第二(6)、第三(8)、港(10)、掃水 (6)、松尾(11)、射和(6)、米ノ庄(6)、 小野江(10)、 <u>第一(6)</u> 、 <u>伊勢寺(7)</u> 、 <u>豊地(6)</u> 、 <u>豊田(6)</u>	【8 校】 第二(11)、第三(8)、港(10)、掃水 (6)、松尾(6)、射和(6)、米ノ庄(7)、 小野江(10)
標準規模校 (12～18 学級)	【8 校】 第四(15)、第五(18)、幸(13)、松江 (12)、山室山(18)、天白(15)、中川 (18)、 <u>花岡(17)</u>	【7 校】 第四(17)、第五(15)、幸(12)、松江 (12)、山室山(17)、天白(13)、中川 (18)
大規模校 (19 学級以上)	【1 校】 徳和(20)	【2 校】 徳和(19)、 <u>花岡(20)</u>

※()内は普通学級数

※令和 4 年度と令和 10 年度で規模が変わる学校は下線

(学校基本調査)

【中学校】	令和 4 年度	令和 10 年度(推計)
過小規模校(2 学級以下)	なし	なし
小規模校(3～11 学級) 1 学級 20 人未満	【2 校】 大江(3)、飯高(3)	【2 校】 大江(3)、飯高(3)
小規模校(3～11 学級) 1 学級 20 人以上	【4 校】 飯南(3)、東部(7)、鎌田 (11)、西(11)	【5 校】 飯南(3)、東部(7)、鎌田 (11)、西(9)、 <u>殿町(8)</u>
標準規模校(12～18 学級)	【5 校】 久保(18)、中部(17)、嬉野 (15)、三雲(15)、 <u>殿町(12)</u>	【4 校】 久保(17)、中部(16)、嬉野 (15)、三雲(14)
大規模校(19 学級以上)	なし	なし

※()内は普通学級数

※令和 4 年度と令和 10 年度で規模が変わる学校は下線

(資料 5-3) 適正規模・適正配置の基本的な考え方 (国や県の基準)

●国における学校規模の基準 (学級数)

【国の学校規模の基準】	小学校	中学校
学校教育法施行規則 第 41 条、第 79 条	12 学級以上 18 学級以下	12 学級以上 18 学級以下
公立小学校・中学校の適正 規模・適正配置に関する手 引き (9 ページ)	1 学年 2 学級以上 (12 学級以 上)	1 学年 3 学級以上 (9 学級以 上)

※法令では、学校規模の標準を学級数により設定している。三重県も同基準である。

●国・三重県における学級規模の基準 (学級の人数)

・国における 1 学級あたりの児童生徒数の標準

【国の学級編制基準】	小学校	中学校
単式学級 (同学年の児童生徒で編制 する学級)	35 人 (40 人から 35 人に段階 的に引き下げ中)	40 人
複式学級 (二つの学年の児童生徒で 編制する学級)	16 人 (1 年生を含む場合 8 人)	8 人
特別支援学級	8 人	8 人

※公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 第 3 条

・三重県における 1 学級あたりの児童生徒数の標準

【県の学級編制基準】	小学校	中学校
単式学級 (同学年の児童生徒で編制 する学級)	1~2 年生 30 人 (下限 25 人) 3~4 年生 35 人 5~6 年生 40 人	1 年生 30 人 (下限 25 人) 2~3 年生 40 人
複式学級 (二つの学年の児童生徒で 編制する学級)	16 人 (1 年生を含む場合 8 人) (6 年生を含む場合 14 人)	8 人
特別支援学級	8 人	8 人

※三重県教育委員会 市町立小中学校学級編成基準「みえ少人数学級」

●通学距離及び通学時間の基準・目安

【国の基準・目安】	通学距離	通学時間
小学校	おおむね 4 km 以内	おおむね 1 時間以内
中学校	おおむね 6 km 以内	おおむね 1 時間以内

※通学距離：義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令 第 4 条

※通学時間：公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引き (16 ページ)

(資料 5-4) 学校規模によるメリット・デメリット (例)

	小規模化		大規模化	
	メリット	デメリット	メリット	デメリット
【学習面】	○児童生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細やかな指導が行いやすい。	○集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学び合いの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ○1学年1学級の場合、ともに努力してよりよい集団をめざす、学級間の相互啓発がなされにくい。	○集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばしやすい。	○全教職員による各児童生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。
	○学校行事や部活動等において、児童生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。	○運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 ○中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。 ○児童生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態をとりにくい。	○運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じやすい。 ○中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しやすい。 ○児童生徒数、教職員数がある程度多いため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態をとりやすい。	○学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい。
		○部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。	○様々な種類の部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がりやすい。	
【生活面】	○児童生徒相互の人間関係が深まりやすい。 ○異学年間の縦の交流が生まれやすい。	○クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ○集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 ○切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。	○クラス替えがしやすいことなどから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。 ○切磋琢磨すること等を通じて、社会性や協働性、たくましさ等を育みやすい。	○学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい。
	○児童生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細やかな指導が行いやすい。	○組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。	○学校全体での組織的な指導体制を組みやすい。	○全教職員による各児童生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。

	小規模化		大規模化	
	メリット	デメリット	メリット	デメリット
学校運営面・財政面	<ul style="list-style-type: none"> ○全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 ○学校が一体となって活動しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いきくい。 ○学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いきくい。 ○一人に複数の校務分掌が集中しやすい。 ○教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教員数がある程度多いため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教職員配置を行しやすい。 ○学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行しやすい。 ○校務分掌を組織的に行しやすい。 ○出張、研修等に参加しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員相互の連絡調整が図りづらい。
	<ul style="list-style-type: none"> ○施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども一人あたりにかかる経費が大きくなりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども一人あたりにかかる経費が小さくなりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者や地域社会との連携が図りやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○PTA活動等における保護者一人あたりの負担が大きくなりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○PTA活動等において、役割分担により、保護者の負担を分散しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者や地域社会との連携が難しくなりやすい。

【資料】平成20年12月2日 文部科学省 中央教育審議会 初等中等教育分科会
「小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会（第8回）」配付資料